

H-7 中長期的な地球温暖化防止の国際制度を規律する法原則に関する研究

(1) 地球温暖化防止に関連する国際法原則の内容と射程に関する検討

明治学院大学	磯崎 博司
海上保安大学校	鶴田 順
独立行政法人国立環境研究所	久保田 泉
龍谷大学	高村 ゆかり
財団法人 地球環境戦略機関	遠井 朗子

平成 16～18 年度合計予算額 22,585 千円
(うち、平成 18 年度予算額 7,702 千円)

[要旨] 国際社会が合意を積み重ねてきた法原則に基づいて中長期的な国際制度のあり方を検討することは、国家の合意可能性を高め、環境上の有効性という条件を満たす制度の構築という観点から有効である。京都議定書に見るように、削減負担の配分だけではなく、京都メカニズム（市場メカニズム）や遵守制度、資金供与・技術移転、適応策など多数の制度要素から温暖化防止の制度は構成される。国連気候変動枠組条約 3 条が定める原則（衡平、共通だが差異ある責任原則（CBDR）、予防原則など）、温暖化防止の国際制度に関連するその他の原則（汚染者負担原則（PPP）、平等原則など）は、複数の制度要素の局面に関連し、反対に、複数の原則が機能する中でそれぞれの制度要素のあり方が規定されている。予防原則は、枠組条約 2 条の中長期目標の水準や設定の方法の議論において主として機能する。他方で、衡平 CBDR などの原則は、資金供与、技術移転なども含めた制度全体の設計のあり方を規定し、なかでも、国家間、とりわけ、先進国と途上国間の負担配分の局面で機能する。CBDR は、地球環境保護を全ての国家の責任としつつ、問題への寄与度や問題解決能力に応じて先進国はより重い責任を負うべきとする原則であるが、多国間交渉の中から生成し、国際協力の基礎を提供する役割を果たし、多数の条約に「差異化」の実行が広範に受け入れられている。他方で、各国国内法では確立した環境保全の分野の費用負担の配分原則である PPP が地球環境問題の費用負担に適用されることは少なく、実効的な問題解決のための費用負担のあり方があらかじめ指定され、その正当化を図る一資源としてある特定の費用負担原則が動員されることが多い。しかし、途上国支援の必要性を承認しつつ、外部不経済の内部化と正義・公平の観点から、PPP は、温暖化の費用負担、とりわけ、適応費用の負担配分の基盤を構成しうると考えられる。PPP の国際レベルでの適用に対する国際社会の合意の範囲、費用負担のために必要な科学的知見の限界をふまえてさらに検討を進める必要がある。

[キーワード] (地球) 温暖化、共通だが差異ある責任原則、汚染者負担原則、原因者負担原則、予防原則

1. はじめに

2005 年 2 月の京都議定書の発効によって、地球温暖化防止の国際交渉は、京都議定書の第 1 約束期間の実施準備から、2013 年以降の中長期的な国際制度の構築という新たな段階に移った。すでに欧米の研究者・研究機関を中心に、2013 年以降の中長期的な国際制度の提案が示されている。多くの研究

は、米国が参加していない状況と途上国が将来的に削減努力に参加する必要性から、制度の合意可能性と温暖化防止のための制度の有効性に主たる力点を置いており、そのために、削減の効率性を確保しながら国家間の削減コストの負担をいかに衡平に行うのかという点に重点が置かれている。他方で、国際社会はこれまで環境保護と持続可能な発展の実現のための関連する国際法上の原則を発展させてきた。温暖化防止の国際制度の基盤であり、京都議定書の親条約である国連気候変動枠組条約(UNFCCC)も、共通だが差異ある責任原則(CBDR)、応能負担原則などを定めている。また、各国の国内法において、環境悪化に関わる費用の負担配分の原則として原因者負担原則(PPP)が共通して見られ、直接の言及こそないもののその他の国際条約等においては、原因者負担原則(PPP)を制度化したと思われるものも見られる。国際社会がこれまで合意を積み重ねてきたこうした原則に基づいて中長期的な国際制度のありかたを検討することは、合意可能性を高め、かつ、環境上の有効性という条件を満たす制度の構築という観点から有効である。そうした観点から、本研究では、温暖化防止の国際制度に関連すると考えられる法原則の含意と機能に焦点を置いた検討を行う。

2. 研究目的

サブテーマ1の研究は、温暖化防止の国際制度に関連すると考えられる諸原則の射程、原則相互の関係を明らかにし、国際社会が積み上げてきた合意の意味を明らかにすることで、これらの法原則が中長期的な国際制度設計において果たしうる機能と限界を検討することを目的としている。その上で、これらの法原則を踏まえたあるべき国際制度案を提示することを目標としている。こうした検討は、国際制度に関する諸提案についての、これまでの国際社会の合意の到達点から見た合意可能性という観点からの評価を与え、制度の構築に向けての示唆を与えることに資する。

3. 研究方法

本サブテーマは5つの機関により遂行しているため、ここでは、5つの機関でどのように作業を分担・共同して研究を遂行するかという方法と、5つの機関で共通してとっている研究方法について記載する。それぞれの機関で遂行された研究項目について、特徴的かつ詳細な研究方法については、結果・考察で記載する研究項目ごとに補足している。

第一の研究の柱は、温暖化防止の国際制度に関連すると考えられる諸原則の射程、原則相互の関係の検討である。対象とする原則として、①国連気候変動枠組条約3条に定める気候変動枠組条約とその下で採択される法的文書に適用される原則(衡平、共通だが差異ある責任原則、応能原則、予防原則など)、それに加えて、地球温暖化防止の国際制度に関連すると想定される②他の環境条約において規定されている原則と③環境保護分野に限らず国際法一般に見られる原則(平等原則など)を視野に入れ、とりわけ関連性・重要性が高いと思われる原則について、担当機関を決めてその射程を明らかにする検討を行った。原則の分析に共通する方法として、(i)原則に関する文献調査により、また、(ii)原則が規定された交渉の過程、その後の適用状況を関連する第一次資料に基づいて、分析を行っている。そのうえで、温暖化防止の国際制度の制度構成要素との関係で、原則が適用される局面と原則相互の関係について検討を行った。

第二の研究の柱は、温暖化防止の国際制度としてすでいくつか提示されている制度の提案・アイデアにおいて、これらの原則がどのような位置づけを与えられているか、について検討を行った。第一の研究の柱での研究成果をふまえつつ、制度提案を詳細に検討し、それに関する文献調査を行う

という方法で検討を進めた。また、削減負担の配分に重点が置かれがちであるが、これまでの排出から生じる温暖化の悪影響への適応が国際交渉上も重要な問題となっており、中長期的な国際制度においても重要な制度構成要素となる可能性が高いため、適応策の局面における法原則についても検討を行っている。

4. 結果・考察

(1) 国連気候変動枠組条約における法原則の検討（龍谷大学）

国連気候変動枠組条約3条は、条約の目的を達成し、条約を実施するための措置をとるにあたって、指針とすべき5つの原則を定めている。1) 衡平の原則、共通だが差異のある責任原則、2) 発展途上国などの個別のニーズ、特別な事情の考慮原則、3) 予防原則、4) 持続可能な発展の原則、そして、5) 協力的・開放的な国際経済体制の確立に向けての協力原則である¹⁾。

1) 衡平の原則および共通だが差異のある責任原則

衡平の原則、共通だが差異のある責任、および、各国の能力にしたがって、現在および将来の世代のために気候系を保護すべきであり、それゆえ、先進国は率先して気候変動およびその悪影響に対処すべきという原則である。後述するように、条約では、先進国と発展途上国の間で義務の内容に差異を設け、議定書では、第一約束期間については、先進国のみが数量化された削減義務を負い、発展途上国はこのような削減義務を負っていないが、このような規定は原則の具体的な現れである。ただし、条約の前文冒頭は「地球の気候の変化とその悪影響が人類の共通の関心事」であることを承認している。1960年代後半以降、深海底や月などの天体の規制の文脈で唱えられた「人類の共同遺産（common heritage of mankind）」という概念が、規制対象となる空間の専有の禁止やそこで得られる利益の衡平な配分といった帰結を導くものであったためか、この概念は用いられていない。「人類の共通の関心事」という概念は、気候変動の性格に照らして、すべての国によるできる限り広範な協力と、効果的で適切な国際的対応への参加を要請している。

表1 条約3条1項の規定

条約3条1項	
英語原文	公定訳
<p>'The Parties should protect the climate system for the benefit of present and future generations of humankind, on the basis of <u>equity</u> and in accordance with <u>their common but differentiated responsibilities</u> and <u>respective capabilities</u>. Accordingly, <u>the developed country Parties should take the lead in combating climate change and the adverse effects thereof.</u>'</p>	<p>「締約国は、<u>衡平の原則</u>に基づき、かつ、<u>それぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力</u>に従い、人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべきである。したがって、<u>先進締約国は、率先して気候変動及びその悪影響に対処すべきである。</u>」</p>

(いずれも下線は筆者)

2) 発展途上国などの個別のニーズ、特別な事情への考慮原則

発展途上国（特に気候変動の悪影響を著しく受けやすい途上国）および条約により過重なまたは異常な負担を負うこととなる締約国の個別のニーズおよび特別な事情について十分な考慮が払われるべきという原則である。

条約 3 条 2 項	
英語原文	公定訳
<p><u>'The specific needs and special circumstances of developing country Parties, especially those that are particularly vulnerable to the adverse effects of climate change, and of those Parties, especially developing country Parties, that would have to bear a disproportionate or abnormal burden under the Convention, should be given full consideration.'</u></p>	<p>「開発途上締約国（特に気候変動の悪影響を著しく受けやすいもの）及びこの条約によって過重又は異常な負担を負うこととなる締約国（特に開発途上締約国）の個別のニーズ及び特別な事情について十分な考慮が払われるべきである。」</p>

（いずれも下線は筆者）

3) 予防原則

条約は、深刻なまたは回復不可能な損害のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、気候変動の原因を予測し、防止し、または、最小限にするための予防措置をとることを延期する理由とすべきではないとする。ただし、このような気候変動に対処するための政策および措置は、費用対効果の大きいものとするを考慮すべきであるとしている。これらの文言は、第二回世界気候会議閣僚宣言やリオ宣言原則 15 とほぼ同じものである。予防原則における費用対効果性の言及に欧州の数カ国が異議を唱えたことなどから、費用対効果性については分けてこのように言及されることとなった。

条約 3 条 3 項	
英語原文	公定訳
<p><u>'The Parties should take precautionary measures to anticipate, prevent or minimize the causes of climate change and mitigate its adverse effects. Where there are threats of serious or irreversible damage, lack of full scientific certainty should not be used as a reason for postponing such measures, taking into account that policies and measures to deal with climate change should be cost-effective so as to ensure global benefits at the lowest possible cost. To achieve this, such policies and measures should</u></p>	<p>「締約国は、気候変動の原因を予測し、防止し又は最小限にするための予防措置をとるとともに、気候変動の悪影響を緩和すべきである。深刻な又は回復不可能な損害のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、このような予防措置をとることを延期する理由とすべきではない。もっとも、気候変動に対処するための政策及び措置は、可能な限り最小の費用によって地球規模で利益がもたらされるように費用対効果の大きいものとするについても考慮を払うべきである。このため、これらの政策及び措置は、</p>

<p>take into account different socio-economic contexts, be comprehensive, cover all relevant sources, sinks and reservoirs of greenhouse gases and adaptation, and comprise all economic sectors. Efforts to address climate change may be carried out cooperatively by interested Parties.’</p>	<p>社会経済状況の相違が考慮され、包括的なものであり、関連するすべての温室効果ガスの発生源、吸収源及び貯蔵庫並びに適応のための措置を網羅し、かつ、経済のすべての部門を含むべきである。気候変動に対処するための努力は、関心を有する締約国の協力によっても行われ得る。」</p>
--	--

(いずれも下線は筆者)

4) 持続可能な発展の原則

締約国は、持続可能な発展を促進する権利と責務を有する。発展途上国は、発展の権利を承認する文言を入れることを主張したが、先進国、とりわけアメリカは、発展の権利の承認が、途上国が先進国からの資金援助を要求する根拠となることを懸念して反対した。他方、途上国は、発展が持続可能なものであるべきことを承認する文言となること、新たな資金援助のコンディショナリティになることをおそれて「持続可能な発展」の文言を挿入することに反対した。この原則の文言は、それらの主張の妥協であるが、持続可能な発展を促進する「権利」を承認しつつ、他方で、その「権利」の実現にあたっては、その発展が持続可能なものとなることを条件としている。ただし、持続可能な発展を促進するのは「責務」(should)であって、法的義務としては定められていない。

<p>条約 3 条 4 項</p>	
<p>英語原文</p> <p><u>‘The Parties have a right to, and should, promote sustainable development.</u> Policies and measures to protect the climate system against human-induced change should be appropriate for the specific conditions of each Party and should be integrated with national development programmes, taking into account that economic development is essential for adopting measures to address climate change. ’</p>	<p>公定訳</p> <p>「<u>締約国は、持続可能な開発を促進する権利及び責務を有する。</u>気候変動に対処するための措置をとるためには経済開発が不可欠であることを考慮し、人に起因する変化から気候系を保護するための政策及び措置については、各締約国の個別の事情に適合したものとし、各国の開発計画に組み入れるべきである。」</p>

(いずれも下線は筆者)

5) 協力的・開放的な国際経済体制の確立に向けての協力原則

とりわけ、気候変動に対処する措置と貿易の関係について言及し、「国際貿易における恣意的もしくは不当な差別の手段または偽装した制限となる」ような措置を禁止する GATT20 条の規則を取り入れている。ただし、条約上どのような措置が「恣意的もしくは不当な差別の手段または偽装した制限」として具体的に禁止されるのかは予断していない。

条約 3 条 5 項

英語原文	公定訳
<p>'The Parties should cooperate to promote a <u>supportive and open international economic system</u> that would lead to sustainable economic growth and development in all Parties, particularly developing country Parties, thus enabling them better to address the problems of climate change. Measures taken to combat climate change, including unilateral ones, should not constitute a means of arbitrary or unjustifiable discrimination or a disguised restriction on international trade.'</p>	<p>「<u>締約国は、すべての締約国（特に開発途上締約国）において持続可能な経済成長及び開発をもたらし、もって締約国が一層気候変動の問題に対処することを可能にするような協力的かつ開放的な国際経済体制の確立に向けて協力すべきである。</u>気候変動に対処するために止られる措置（一方的なものを含む。）は、国際貿易における恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となるべきではない。」</p>

（いずれも下線は筆者）

これらの原則の法的性格をめぐっては、途上国が、条約を実施し発展させる指針として「原則」を定めることを主張したのに対して、米国が、「原則がたんに締約国の意思を表明したり、条約上の義務を解釈する文脈を定めるのであれば条約の規定として挿入する必要はなく前文に定めればよい」「原則が条約上の義務であるならば条約上の義務として定めるべきである」²⁾とその法的性格の曖昧さを理由に反対した。結果として、条約では、途上国の主張を認める形で規定されることとなったが、米国の主張を受けて、①原則が、締約国が条約の目的達成と実施のためにとる措置の指針であることを明記する柱書(chapeau)を追加し、②規定の名宛人を一般的な「国家(States)」から「締約国(Parties)」に変更し、③柱書に「特に(inter alia)」と付け加えた。これらの変更、3条に言及する原則が網羅的または絶対的なものではなく、これらの原則以外の原則も条約実施の指針となりうることを示唆し、3条の定める原則が、一般国際法上の原則として条約の適用範囲を超えて国家を一般的に拘束するものとならない、ということが米国による修正要求の背景にあったとされる。

こうした条文の起草過程から3条の原則の法的地位は、締約国がとるべき具体的な行動を定めるものではなく、この条約の目的を達成し、その規定を実施する行動（気候変動枠組条約とそのもとでとられる行動）に限定して適用されるものと考えられる。しかし、①交渉において、米国じしんが、3条が他の条約の規定と同様に法的拘束力を有するものとして、3条の規定の法的意味を制限しようと試みたこと、②14条の紛争解決手続のもとで締約国は3条違反を認定されないことを明記しようとしたが認められず、現在の条文になった³⁾ことから、何の法的拘束力もないとはいえない。ただし、その規定の一般性や各原則の規定にあたっては締約国の義務を「should」という用語を使用して規定していることなどから、原則の解釈と実施について締約国に大きな裁量を与えられようと考えられる。

(2) 国連気候変動枠組条約3条の原則条項の起草過程の検討（海上保安大学校）

主に国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の起草過程の公式記録を検討することで、起草過程においてUNFCCC第3条の原則間の関係がどのように捉えられていたかについて検討するという方法をとった。

UNFCCC の起草過程において、議論のたたき台となる条約草案が作成されたのは、1991 年 9 月の第 3 回政府間交渉委員会 (Intergovernmental Negotiating Committee: INC) においてである (なお、UNFCCC の起草過程において INC は合計 6 回開催されており、第 5 回 INC は第一部と第二部で 2 回開催されている。)。それ以前の段階においては、各国間の意見の対立が激しく、特に先進国と途上国の間での対立が激しかった。先進国と途上国は、条約交渉外でそれぞれ会議を開催し、それぞれの主張を反映した「宣言」を行った。

1991 年 6 月、途上国グループと中国は「環境と発展に関する発展途上国会議」を開催し、次のような「北京宣言」を採択した。

「温室効果ガスの排出に対する責任は、歴史的および累積的見地、ならびに現在の排出量の両方から検討されなければならない。衡平原則に基づき、より多くの汚染を引き起こすこれらの先進国がより多くの貢献をしなければならない。……現在交渉中の気候変動に関する枠組み条約は、先進国にこそ温室効果ガスの過剰な排出に対して主要な責任があること、およびこれらの先進国こそがそのような排出量を安定化させ、削減するための即時的な行動を取らなければならないということを明確に認識すべきである。発展途上国は、近い将来において、いかなる義務の受諾も期待されることはない。」

(A/CONF.151/PC/85, annex, Beijing Ministerial Declaration on Environment and Development, paras, 12-13.)

これに対して、1991 年 7 月、先進国側は、ロンドン・サミットにおいて、気候変動問題に言及した次のような「経済宣言」を採択した。

「49. 国際的には、我々は、環境問題に対処するための協力的取組みを国際的に開発しなければならない。先進国は、自ら範を示し、もって開発途上国及び中・東欧諸国がその役割を果たすよう勧奨すべきである。1992 年 6 月の国連環境開発会議 (UNCED) は、画期的な出来事である。環境に関する数多くの国際的な交渉は、ここで最高潮を迎える。我々は、会議の成功のため努力し、必要な政治的弾みをその準備に与えることを約束する。

我々は、UNCED の開催までに以下のことを実現するよう目指す。

(a) 適切な約束を含み、温室効果ガスの全ての排出源と吸収源を対象とする気候変動に関する効果的な枠組み条約。我々は、条約を補強する実施議定書に関する作業を促進するよう努める。全ての参加国は、温暖化への適応を容易にする措置を含め温室効果ガスの純排出量を制限する具体的な戦略を策定し実施することを約束すべきである。先進国による顕著な活動は、交渉に不可欠な開発途上国及び東欧諸国の参加を促進する。」

1991 年 9 月の第 3 回 INC の公式記録 (A/AC.237/12) のパラグラフ 74 は、①政府代表の大半が、原則に関する章 (chapter) は、条約の下で合意される約束と関連するメカニズムの基礎を提供するものである、不可欠であると主張したこと、②政府代表の多くが、原則は条約の下で決定される義務 (obligation) と密接な関連性を有するべきであると主張したこと、また、③政府代表の中には、原則に関する章を設ける必要性に疑義を表明した代表もいたことを指摘している。

同パラグラフ 75 は、①数名の政府代表が、原則に関するいくつかの文言を、前文か約束

(commitments)に関する章に移すのが適切であると指摘したこと、②原則に関する章の挿入に好意的な見解を表明した政府代表が、原則に関する章は簡潔なものとし、挿入する原則は、条約の下で合意される約束と関連するメカニズムの確固たる基礎を規律し、またそのような基礎を提供する若干の主要な原則にとどめるのが望ましいと表明したことを指摘している。

同パラグラフ 76 は、①主権原則(the principle of sovereignty)、衡平、「共通だが差異のある責任」(CBDR)と予防原則の挿入については広範な支持を得たこと、②しかし、その文言と条約における位置については見解の相違がみられたこと、③「発展の権利」については広範な支持があったものの、疑問を表明する代表もいたこと、④汚染者負担原則(PPP)とthe principle of non-conditionalityの挿入については、これら二つの原則の解釈や法的含意の捉え方に違いがあり、合意に達しなかったこと、⑤追加的財源と技術移転の原則(the principle of additional financial resources and transfer of technology)の挿入を最重要の原則であると捉える若干の政府代表がおり、また、それは義務か約束のいずれかで実現されるのがベストであると表明した代表もいたことを指摘している。

第 3 回 INC のいくつかの指摘にみられるのは、UNFCCC の原則条項とそれ以外の条項との整合性を不可欠とする指摘である。このような指摘は、条約の起草に参加した多くの国が、原則の射程が条約採択後の過程で無限に広がりかねないことを危惧し、UNFCCC の条文において原則の具体化をあらかじめ示しておくことで、原則の射程をできるだけ限定しておくことを意図したものと解される。

この点は、UNFCCC 第 3 条 1 項に規定されている CBDR の「共通の責任」と「差異のある責任」を、第 4 条に規定されている「すべての締約国の約束」と「附属書 I 国の約束」に対応させて解する立場の有力な根拠となる。このような解釈の立場にたつと、「共通の責任」は、温室効果ガスの排出を削減する一般的な責任ではなく、あくまでも国別目録の作成・更新・公表・提供等の責任にとどまることになる。

1991 年 12 月の第 4 回 INC の公式記録(A/AC.237/15)のパラグラフ 50 は、①「持続可能な発展」(SD)概念、環境保護と経済発展の統合の必要性、人類の現在と将来の世代のために気候を保護する必要性、CBDR、予防原則、途上国の特別な必要性(needs)に基づく義務の免除については、一般的な合意が得られたこと、②他方で、第 3 回 INC における議論に引き続き、原則に関する条文を設定する必要性に疑義を表明する国や、原則は約束に関する条文の交渉を導くという点において重要であると指摘する国もあったことを指摘している。

また、第 4 回 INC における二つの作業部会の議論をふまえて、条約草案「統合作業文書(Consolidated Working Document)」が作成された。第 5 回 INC 第一部では、この草案をたたき台にして議論することとなった。原則は同草案の第 2 章で扱われている。

この草案では、第 3 回 INC における議論では疑問が表明されていたにも関わらず、その冒頭の第 1 項で、「発展の権利」について規定されている点が注目される。「発展の権利」に関する条項案の第二文には、「経済発展は、気候変動に対処するための措置を講じるうえで不可欠である。」とあり、「環境保護」と「経済発展」の二つの要請のうち、後者に重きを置いている。この点で、ここでの「発展の権利」は、1986 年のブルントラント委員会報告書で提示された、これら二つの要請の統合を図った SD とは発想が異なる。第三文もまた、「発展途上国の純排出量は、その社会的かつ経済的な発展の必要性(needs)を充足することを妨げられない。」とあり、「経済発展」に重きを置いている。

第 2 章第 2 項では、SD について規定している。現在と将来の世代のための SD を目的とする義務(a duty)を負う主体は「すべての国(All States)」と規定されており、条約定立過程における SD への

広範な支持を伺わせる。そして、その内容は、「地球の気候(the global climate)の保護」と「経済発展」の統合の必要や、「気候変動に対処するための措置」と「国内の発展プログラム」の統合の必要をうたう、SDのオーソドックスな内容である。

第4回 INC の段階では「発展の権利」とSDそれぞれについての条項案が設けられていたが、最終的には、条約第3条第4項の第一文でSDについて規定する条文に統合された。「発展の権利」自体は明示されなくなったが、条約第3条第4項の第二文の冒頭では、上記「発展の権利」に関する条項案で示されていた、経済発展を環境保護の前提と捉える趣旨の文言が挿入されており、他方で、同文の後半で、当該経済発展の計画において環境保護の配慮を組み込むべきとして、「環境保護」と「経済発展」の二つの要請のうち、後者に重きを置きつつ、二つの要請の統合を図っている。

なお、米国政府の代表が「原則」という表題が付された第3条に規定されたSDが「執行可能な法原則」と解されてしまうことを危惧したことから、第1条(定義)の冒頭に、「注 各条の表題は、専ら便宜のために付するものである。」との文言が挿入されることとなった。

第2章第3項では、衡平とCBDRの二つの原則について、両者を関連させつつ、規定している。第一文では、「すべての国(All States)は、(世代内と世代間の)衡平に基づき、人類の現在と将来の世代のために、気候系を保護する義務(an obligation to protect the climate system)を負う。」とあり、続く第二文で、「この義務は、その履行にあたっては、(先進国と発展途上国間の)共通だが差異のある責任と能力に従って、温室効果ガスの排出の大半は先進国に起因するものであり、先進国が気候変動とそれによる悪影響に対処する主たる責任を有することを十分に考慮し、異なる時間枠において、達成される。」とある。

ここでは、第一文で、衡平に基づき、「気候系を保護する義務」を一般的に設定したうえで、第二文で、先進国と途上国の間で、CBDRと能力に基づき、義務の差異化を図るという構成である。ここで、衡平は、義務の差異化の段階ではなく、あくまでも一般的な義務を抽出する段階で、機能している点が注目される。

他方で、同項の代替案(alternative 3)では、第二文で、同じく、衡平に基づき、「大気を保全する義務」を一般的に設定したうえで、第三文で、「このような大気保全の共通の義務(This common obligation to protect the atmosphere)」をCBDRに従って先進国と途上国の間で「衡平に」配分している。ここで、衡平は、一般的な義務を抽出する段階と差異化の段階の双方で用いられている。

最終的に、UNFCCCの第3条第1項は、「締約国は、衡平に基づき、かつ、それぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に従い、人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべきである(The Parties should protect the climate system for the benefit of present and future generations of humankind, on the basis of equity and in accordance with their common but differentiated responsibilities and respective capabilities.)。」と規定している。起草過程の条文案において衡平に基づく文とCBDRと能力に基づく文が分かれていたのに対し、両文が一文に統合され、「衡平」と「CBDRと能力」が「かつ(and)」で並置され、また、条文案にあった「気候系を保護する義務(an obligation to protect the climate system)」が「締約国は……気候系を保護すべきである(The Parties should protect the climate system …)」に表現を変え、国際条約で締約国に拘束力のある義務を課す条文で用いられる“shall”ではなく“should”を用いることで、拘束力の緩和がなされた。そのため、CBDRにおける「共通の責任」の実体が条文案と比較して曖昧となった。

1992年2月の第5回 INC 第一部における二つの作業部会の議論をふまえて、条約草案「交渉改訂テ

キスト (Revised Text under Negotiation)」が事務局によって作成された。原則は同草案の第2条に記載されているが、同会合では、第3項と第10項については十分な議論をしておらず、また、第1項、第6項、第7項と第11項についてはまったく議論していないので、修正もなく、条約草案が確定した。

(3) 国際法における予防原則の射程⁴⁾と2013年以降の国際制度設計における役割と機能に関する検討 (龍谷大学)

1) 国際法における予防原則とその展開

気候変動枠組条約3条3項は、上記のような原則の一つとして以下のように予防原則を定めている。

「環境を保護するために、予防的アプローチは各国によってその能力に応じて広く適用されなければならない。深刻または回復不可能な損害のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな措置をとることを延期する理由とすべきではない」

伝統的に、国際法は、国家主権の名の下に、国家がその領域を自由に使用する権利を承認してきた。20世紀になると、こうした絶対主権論は否定され、国家の領域使用の自由は、他国の権利を侵害しない範囲で認められることが確認された。しかし、それでもなお、国際法の役割は、他国に損害が生じた後にその損害に対する国家の責任を確定することに限られていた。とりわけ1970年代以降、こうした事後的対応では環境を保護することはできないという認識が高まり、他国の環境や国家の管轄権を越える地域の環境に損害を与えないよう未然に防止する義務が承認されるようになった。しかし、こうした越境損害防止義務も、原因行為と予測される損害との間の因果関係が科学的に相当に根拠づけられていることを想定としていた。それに対して、現在の国際法が直面しているのは、想定される結果が生じる蓋然性や想定される結果の科学的証拠に不確実さが存在するという事態である。

こうした科学的な不確実性に直面して登場したのが予防原則/予防的アプローチ (precautionary principle/ precautionary approach) である。予防原則の定式化は文書により様々だが、(i) 損害や悪影響のおそれがあるが、(ii) 科学的確実性が十分でない場合でも、(iii) 環境悪化を未然に防止する措置をとる、というのがその共通要素である。なお、国際法上の一般原則として予防「原則」と呼ぶのか、単なる「アプローチ」とどまるのかは、「予防」が慣習法の原則か否かという争点と関連して国家間で争いがある。ここでは、条約などからの引用箇所を除き、予防原則と予防的アプローチを区別しないで「予防原則」という用語を使用する。

予防原則は、元来、規制権限を有する行政機関は、危険の可能性を予期し、できるかぎりそれを防止することで環境リスクを最小にするべきであるという1970年代の西ドイツの「vorsorgeprinzip」の考え方に基づくものであったと言われる。その後、その他の欧州諸国、米国などの先進国においても予防措置がとられるようになった⁵⁾。国際社会においては、環境問題の深刻化とこれまでの様々な経験から、科学的に確実となってからでは環境への脅威に効果的に対応できない場合があり得るという認識から、問題の解決のために国家が国際的に共同行動をとる際に、科学的な不確実性が存在している場合でも未然防止措置をとることが合意されるようになった。1982年に国連総会で採択された世界自然憲章が、国際レベルで予防原則が最初に承認された文書であるとされる。1985年のオゾン層保護条約は、その条文中に予防原則の言及こそないものの、現実の損害について確固とした証拠が提示される前に未然防止措置の必要性を認めた最初の国際条約と評されている。

80年代末以降採択された環境条約における予防原則の言及は顕著であり、オゾン層保護、地球温暖化から海洋環境の保護まで様々な分野の条約に共通して見られる。しかし、環境条約における定式化と実定法化の程度は様々である。第一に、予防原則がどの程度具体的に国家の行動規範として規定されているかが異なる。気候変動枠組条約3条3項のように、条約の一般原則として一般的抽象的に定める条約もあれば、国連公海漁業実施協定のように、予防的アプローチの適用を締約国に一般的に義務づけたうえで、科学的不確実性を伴う潜在的リスクに対してとるべき具体的な措置や手続を定めている条約もある。第二に、予防原則の適用の帰結も異なる。北東大西洋の海洋環境の保護に関する条約（OSPAR条約）のように、個別の締約国に対して予防原則に基づく未然防止措置をとることを義務づける条約もあれば、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）のように、条約の機関に対して予防的アプローチに基づいて手続を進行することを義務づける条約も見られる。他方で、バイオセーフティ議定書のように、個別の締約国が予防的アプローチに基づく措置をとることを許容する場合もある。また、気候変動枠組条約3条3項のように、予見される損害または結果を回避するのにとられるべき措置の費用効果への考慮について言及するものもある。第三に、予防原則の適用条件、とりわけ、予防原則が発動されるために必要な①科学的に完全な証拠はないものの予見される損害または結果の程度、②予見可能性の程度にも違いが見られる。①の予見される損害の程度について、気候変動枠組条約など予防原則を規定する条約の多くは、「深刻な又は回復不可能な損害のおそれがある場合」を予防原則適用の条件とする。しかし、OSPAR条約など海洋環境保護に関する条約のいくつかは、人の健康への危険、生物資源と海洋生態系への損害、アメニティの損失、海洋のその他の正当な使用への干渉がありうると考える合理的な根拠がある場合に予防原則に基づいて未然防止措置をとる、と定め、「深刻な又は回復不可能な」程度の損害が予見されることまでは要求していない。②の予見可能性の程度については、一般に、損害の「おそれ」の存在を要件とするものが多いが、一定の「合理的根拠（理由）」の存在を求める条約（OSPAR条約、ロンドン条約1996年議定書など）がある。POPs条約は、「地球規模の措置が正当化されるような重大な人の健康及び/又は環境への悪影響」のおそれがあると「委員会が決定」することを原則発動の要件としている。また、科学的不確実性がどこに存在する場合に予防原則が発動されるのかという点について、特定しない条約（気候変動枠組条約）や、原因行為と損害または影響の因果関係の不確実性を問題とする条約（OSPAR条約など）が多いが、損害の程度やリスクの水準（バイオセーフティ議定書）、損害を被るおそれのある資源の条件（国連公海漁業実施協定）の不確実性を問題とする条約もある。

90年代半ば以降、国際裁判においても予防原則が紛争当事国により援用され、その解釈や適用が国家間で争われる事件が増えている。一般的に、国際裁判所に持ち込まれる国家間紛争の数は限られている中で、環境に関連する紛争のほぼすべてで予防原則が援用されているのは注目すべきであろう。なお、保健・衛生分野で、世界貿易機関（WTO）の紛争処理機関でも、EUによる成長促進目的でホルモン剤を使用した牛肉の輸入禁止措置が衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）に違反するとして、米国とカナダがWTOに提訴した成長ホルモン事件などで予防原則が争点となっている。

予防原則をめぐる争点の一つは、予防原則が、個別の条約を離れて、一般的にすべての国家を拘束する慣習国際法の原則かどうかである。学説は、慣習法説と否定説に分かれている⁶⁾。環境条約などにおける予防原則の規定の広がりはあるものの、条約の定める予防原則の内容は必ずしも一致したのではなく、原則の適用による効果が明らかでない場合も少なくない。さらに、気候変動枠組条約の交渉中、米国が3条の原則が当該条約を超えて国際法上の原則とみなされることに反対した例をはじ

め、自国が同意する条約の規定を離れて、予防原則を国家間関係に一般に適用される法原則とみなすという点について国家間でなお意見の対立がある。したがって、予防原則が、現段階で慣習国際法上の原則と考えるのは難しいだろう。国際裁判所が予防原則の慣習法性の認定を権威的に行う機会を得ながら、判断を回避した消極的態度もそれを示唆していると言えるだろう。第二の争点は、予防原則適用の効果としての立証責任の転換である。これまでの国際法によれば、他国の環境または国家管轄権をこえる地域の環境に損害を与えない限りにおいて、ある国の領域内での活動は国際法上禁止されていないので、当該活動が損害を生じさせていると主張する側がその因果関係を証明する必要がある。他方で、活動を行う側が、証明に関する情報を持っており、リスクに関して適切に判断を行うにあたって必要な情報を最も容易に提示できる立場にある。現時点では、予防原則の規定が自動的または全面的な立証責任の転換をもたらすことについて国際社会の合意はない。しかし、OSPAR 条約など、具体的な予防措置を制度化し、それによって立証責任を転換するという手法をとる条約がある。

こうした不確実性を伴うリスクに対処する国際社会の一般的行動原則として予防原則の内容の明確化、精緻化を進め、諸国間の合意形成を進めることが今後必要である。同時に、問題によってリスクや不確実性の態様、国際社会が許容できるリスクの水準も異なるため、個別の問題ごとに潜在的リスクに対処する枠組、国家の行動規範を構築する予防（原則）の「制度化（institutionalization）」を進めていくことが有効であろう。温暖化問題についても同様である、こうした「予防」の制度化に向けては、リスクが顕在化し損害を被るおそれがあり、他方で、リスク管理措置の費用を負担する市民が、そのリスクの内容と程度について十分に知らされたうえで、その意見が十分に反映されるような意思決定のしくみが、国際的に構築されることが必要である。さらに、こうした意思決定においては、将来の世代がとりうる政策的選択肢を狭めないような将来配慮が必要であり、いかにこうした将来配慮を組み込んだ合意形成を行うのか。このような合意形成のための手法についての研究も必要である。

2) 予防原則/予防的アプローチの国際的平面での役割と機能⁶⁾と中長期の制度設計における役割と機能⁷⁾

まず、実際に国家間関係において予防原則が援用、適用される局面は大きく3つある。第1の局面は、国際社会がその対処に共通の利害関係を有する潜在的リスクが問題となる局面である。地球温暖化問題への対処や海洋汚染や海洋生物資源の保全などにもあてはまる。この局面で主として予防原則が機能するのは、潜在的リスクに対処するための合意形成に向けた交渉の過程と、合意成立後の規則の履行と遵守の文脈においてである。予防原則は、合意形成の過程では、より積極的な損害防止策をとることを主張する国家に主張の論拠を提供する役割を果たす。そして、合意成立後は、潜在的リスクに対処する国家の行動基準を提供する機能を果たし、当該合意にしたがって国家が適切に行動したかが争われる場面でその適用が問題となる。この局面では、合意形成を通じて、問題領域ごとに不確実性を伴うリスクへの制度的対処＝予防の制度化が進んでいる。第2の局面は、ある国家の領域内または管理下で行われる行為によって生じる越境損害の潜在的リスクが問題となる局面である。この局面において、予防原則は、損害を被っているか、被るおそれのある国から、原因と目される行為を行っている国に対して、行為の停止や損害賠償を請求する際の根拠として援用されうる。この局面では、主として、潜在的リスクに対する越境損害防止義務の履行をめぐる予防原則が争点となる。第三の局面は、各国が潜在的リスクに予防的に対処するためにとる国内措置が、他国の利益を侵害または他国の利益に悪影響を与える場合である。現実の問題となっているのは、自国民の健康や動植物の保護の

ために国家が予防的にとった措置が、他国からの輸出を制限する効果を有するとして WTO 協定適合性が争われた事例である。こうした局面では、予防原則は、潜在的リスクに対して予防措置をとる国家が自国の措置を正当化する根拠の一つとして援用される。予防原則は、結果として、措置により健康や環境を保護しようとする国家の利益とその措置によって悪影響を被る他国の利益とを調整する機能を果たす。

中長期の制度設計において予防原則が機能しうる 1 つの場面は、深刻で不可逆的な温暖化の悪影響のリスクを回避する中長期的な目標設定とそれにむけた道筋の決定におけるリスクのヘッジ（最も悪い方向で事態が進行してもそのリスクを社会が許容できるレベルとしうるような目標と対策のタイミングの設定）である。ヘッジの程度は、ヘッジのためにとられる政策措置の費用やリスクの確率などを社会がいかに評価し決定するかによる。しかし、短期の効果的な削減措置が遅れた場合相対的に厳しい大気中濃度安定化目標への将来世代の選択肢が劇的に狭まると指摘されていること⁸⁾、ヘッジの決定は現世代と将来世代との間の世代間の衡平を枠づけるものであることに留意が必要である。こうした不確実性に直面して意思決定を行ううえで、参加型意思決定手法の重要性が認識され、こうした手法の適用が試みられている。中長期の制度設計において、その制度の内容とともに、損害を被るおそれがあり、他方で、リスク管理措置の費用を負担する幅広い利害関係者が関与した合意形成のあり方とそれを規律する原則の解明が求められる。

(4) 共通だが差異ある責任原則（CBDR 原則）の機能の検討（（財）地球環境戦略機関）⁹⁾

1) 検討の方法

本研究は CBDR 原則の機能を制度の正当性の確保及び公正な資源配分の指針という二つの観点から検討するものである。

検討の方法として、第一に、CBDR 原則に内在する原理的要請を国際法の発展に位置づけて、本原則が国際法に基礎を置く概念として、一定の規範的意義を有することを明らかにする。第二に、原則の機能を条約の制度設計及び運用過程に反映された「責任の差異化」の正当化作用という観点から捉え、かかる「差異化」に反映された「配分」基準の効果を条約の実効性という観点から評価する（以上、平成 15 年度）。

CBDR 原則は先進国・途上国間関係において、先進国により重い責任を課す原則である。しかし、先進国・途上国という区分は現実には仮想的かつ暫定的なものである。同一類型の諸国間においても、経済的発展水準及び履行能力は相違し、かかる相違は時間の推移に従って動的に変化する。さらに、一定の経済水準及び履行能力を有する先進締約国も個別の事情に依拠し、義務の配分における特別の考慮を要請する（第 3 条 4 項）。このように、長期的な規制スパンを有する条約制度において、締約国の負担配分の「衡平性」が要請されるとすれば、差異化が正当化される論拠を多面的に検討する必要がある。そこで、第三に、CBDR の適用場面とは相違するが、具体的な削減義務を負う諸国間における排出削減割当の差異化基準に関する議論を踏まえ、温暖化規制制度において、配分の衡平性に関わる基準がどの程度、合意されているかという問題を検討する（以上、平成 16 年度）。

最後に、「途上国の意味ある参加」を巡る見解の対立を念頭に置き、差異化を流動的・動的な概念と捉え、差異化の適用の限界を認めることが法理論的に可能であるか、また、差異化の性質は何かという問題を検討する（以上、平成 17 年度）。

2) CBDR の規範的意義及び制度の正当化作用

第一に、先行研究に依拠し、CBDR が国際法上、広範に認められる（広義の）衡平概念に依拠することを確認した。第二に、条約横断的に「差異化」の類型を整理し、「差異化」の実行が広範に受け入れられていることを確認した。さらに、CBDR 原則を反映すると評価され、10 年を越える運用実績を有するモントリオール議定書の多数国間基金を取り上げ、そのプロジェクト評価基準の検討により、差異化に基づく履行援助の効果を評価した。

a. CBDR 原則の構成要素及び内在的原理

CBDR の「共通の責任」は国際社会の共通利益の認識に由来するが、このような共通利益の認識は既存の条約に規定された「人類の共通利益」、「人類の共同遺産」、「人類の共通関心事」概念等にも反映されている。CBDR の「共通の責任」という概念はこのような概念と連続的なものと捉えられる。他方、CBDR の「責任の差異化」は過去の地球環境悪化に対する歴史的貢献と、対応能力に応じた費用負担という二つの論拠に基づき、認められる。また、途上国の特別事情及びニーズを論拠とみる見解も有力に展開されている。このような「差異化」は国家の個別事情の考慮により、実質的平等の確保を図るものであり、国際法に内在する衡平概念に基づいている。国際法上の衡平概念には、国際裁判における衡平、共有天然資源の利用における衡平利用の原則があり、新国際経済秩序(NIEO)の主張も先進国・途上国間の歴史的な支配関係を修正し、途上国の実質的平等を要請する点において、広義の衡平に依拠している。このように、CBDR は「共通の責任」と「責任の差異化」という矛盾する要請を内在させる概念である。

実際には、「責任の差異化」は、地球環境保護を普遍的利益とみなし、途上国の協力を促進したいと考える先進国と、協力の条件として社会的・経済的格差の是正を主張する途上国との妥協の過程で進展した。この過程で、両陣営は差異化の論拠について、異なる解釈を主張し、このような見解の相違は具体的な援助の指針や、差異化の適用の限界にも関連する。このように、条文上、CBDR に基づく差異化は広範に認められているが、差異化の内容については、多義的解釈が許容されている。

b. 責任の差異化の評価

ア) 差異化の態様

(i) 実体的義務の差異化

実体的義務の差異化には同一基準を定めつつ、国家の能力の相違に配慮して、弾力的な実施を許容する義務と、基準の差異化を積極的に認める義務とがあり、後者はさらに、移行期間を設定する場合と、差異化を積極的に認める場合とに区分できる。このような実体的義務における絶対的な差異化は途上国の参加の誘因となるが、格差の維持は将来における負担配分を固定化し、実効的規制を阻害するおそれがある。しかし、条文上、差異化の適用の限界を画定する基準は明確ではなく、この点はCBDR の「解釈」に委ねられている。もっとも、異なる論拠に基づく解釈は相互に排他的というわけではない。仮に、差異化の論拠を対応能力の相違を重視して捉え、差異化を条約目的と両立可能な範囲で認めるとの前提が共有されるなら、実体的義務の差異化は対応能力の指標の明確化及び能力の補完に必要な援助の供与により、漸進的に解消されるべきプロセスと捉える必要がある。但し、指標の評価及び援助の範囲の決定において、CBDR の核心にある衡平性への配慮は反映される必要があり、歴史的貢献及び経済的ニーズの論拠の基礎にある、不公正の是正という矯正的正義の要請は、目的合理性とは

独立に考慮されるべき指針となると考えられる。

(ii) 実施における差異化

実施における責任の差異化は、履行援助に反映され、かかる実行は国際機構による国際基準の策定や、条約実行において、生成・発展を遂げてきた。とりわけ、1990年代以降に成立した多数国間環境条約は技術援助、資金供与および能力開発の統合を明文で要請している。同様に、アジェンダ 21 は途上国の持続可能な開発の支援を目的として、先進国に統合的な技術援助及び資金供与を要請している。いずれにおいても、途上国の対応能力を国際的な援助の供与により、積極的に補完することが重視され、このような国際協力の背景には、利益の共同性の認識や、関連する規制の質的变化（持続可能な開発の達成のような社会目標を要請する場合等。）がある。もっとも、援助の基準及び方法については南北間の見解が対立し、具体的論点について、合意は成立していない。

(iii) コンディショナリティ

援助の実効性を確保するため、モンテリオール議定書は途上国の実施は資金供与及び技術移転の効果的な実施に依存すると定め(第5条5項)、生物多様性条約にも同様の条文がある(第20条4項)。このような条文が新たな受益の権利を創設するか、確認的な規定に留まるかについては争いがあり、実際に、本条に基づき、援助の不足が争われた事例は存在していない。しかし、このような規定の存在は、途上国に対する援助の供与が慈善ではなく、先進国の法的責任であることをより明確にする。

イ) 条約実施過程における責任の差異化

モンテリオール議定書の多数国間基金は途上国の履行援助を目的として設立され、執行委員会の指揮、監督の下、実施協定を締結した実施機関の協力により、運営される(第十五条五項)。執行委員会はプロジェクト評価の過程で「増加費用」概念を解釈・適用してきたが、かかる評価基準の明確化は容易ではなく、「増加費用」概念の適用はその内在的及び外在的制約によりしばしば阻害されてきた。そもそも「増加費用」は援助を条約の実施に合理的に必要な範囲に限定し、途上国のニーズを充足し、持続可能な開発の促進に必要な包括的援助を供与することを排除する基準として機能する。しかし、現実には、多くの途上国において、条約の履行に必要な援助・助言は、一般的な行政的能力の確立と不可分の関係にある。執行委員会も当初、維持していた両者の区別を放棄して、後者（一般的な能力開発）を重視する政策転換を余儀なくされた。さらに、援助の効率性が重視され、プロジェクトの配分及び実施において個々の締約国のニーズに十分な配慮が払われないならば、途上国の対応能力の相違に基づく選別をもたらすおそれがあり、衡平性の観点からは問題となる。締約国による条約義務の遵守を促進し、条約目的を達成するには、「責任の差異化」の基礎となる衡平性を途上国のニーズを配慮した概念へと再定義し、途上国の統治能力の内発的変化をもたらすために、継続的な支援を行う必要がある。

3) 条約義務の差異化基準の検討

第一に、責任の差異化の論拠を、汚染又は悪影響への貢献の割合に応じた「相対的責任」(relative liability)として捉えられるかを、国家責任及び賠償責任に関する先行研究に基づき検討した。第二に、個々の条約制度内で、締約国の削減義務の差異化が合意される場合、差異化はいかなる基準に基づき、正当化されるかを条約実行に基づき検討した。具体的には、ECE 長距離越境大気汚染条約の Sox 削減議定書において、臨界負荷量(critical load)アプローチが採用される過程と、京都議定書 AGBM 交渉における附属書 I. 締約国の義務の差異化基準に関する議論とを比較検討した。

a. 「相対的責任」(relative liability)と捉える可能性

複数の原因行為による累積的損害に対し、損害発生への貢献割合に応じた「相対的責任」という概念を構想できるかという問題は、温暖化規制制度との関連では、損害防止義務を地球温暖化のような多数国間関係において適用可能であるか、さらに、国際法上、複数の原因者による共同賠償責任(joint and several liability)を認められるかという2つの観点から検討する必要がある(歴史的排出との関連で問題となる責任の遡及的適用の取扱いについては、後述する。)

ア) 損害防止義務の適用可能性

損害防止義務は典型的には二者間において、予見可能性及び結果回避可能性を条件として、他国の領土又は財産に対し、重大な損害が発生しないよう確保すべき国家の義務である。このような義務はストックホルム人間環境宣言原則21に導入され、「国家管轄権を越える地域」への適用も含めて、国際慣習法化したことが認められている。もっとも、このような義務が、原因行為と結果の因果関係が必ずしも明確でない場合に適用可能であるかは、慎重に検討する必要がある。長距離越境大気汚染については、一定の科学的予見可能を条件として、損害防止義務の適用は可能であり、少なくとも交渉の出発点となるとの見解がある。また、損害防止義務には予防的措置の要請が読み込まれているとの解釈があり、因果関係が不明確な温暖化問題についても、その適用可能性を肯定する余地はあると考えられる。ただし、当該義務が要請する注意義務の程度(diligent control)は、その性質上、具体的基準としては曖昧である。さらに、予防的対応の可否及び方法の決定が政策的判断に依存することはしばしば指摘されている通りである。したがって、かりに損害防止義務が排出削減の基礎となるとしても、具体的基準の決定においては、国家の能力、経済的、社会的優先順位、防止措置の費用対効果、環境リスクの性質及び程度等、多様な考慮事項の利益衡量が必要となる。要するに、損害防止義務を多数国間関係において、将来の潜在的な損害に関して、適用可能性を認める可能性は存在するが、行為規範としては一義的明確とまではいえない。

イ) 共同賠償責任(joint and several liability)

国際法上、共同責任(joint responsibility)を認めた先例は存在せず、学説も一般に否定的である。他方、個々の貢献割合に基づき、共同賠償責任を許容する見解は存在するが、不可分の損害につき、責任を配分する枠組及び先例的な事例は存在しない。国連国際法委員会(ILC)のliability条約草案の検討過程においても、共同賠償責任という概念は支持を得なかった。

したがって、潜在的な損害のリスクに関連して、損害防止義務を適用し、相対的な因果関係に応じて責任を分担するというアプローチは、国際法上は未だ理論的課題である。ただし、このことは、環境損害又はリスクに最も責任ある国家が最も多くの費用を負担するという原則に合意し、その実施のための制度を設立する試みを妨げるわけではない。このようなアプローチは厳密には法的「賠償責任」(liability)に依拠するものではないが、国家の相対的責任という概念を一定程度、反映するものであり、学説上、一定の支持はある。

b. 条約制度内における「責任の差異化」の基準

ア) ECE長距離越境大気汚染条約(LRTAP)1994年Sox削減議定書交渉過程

LRTAPの1985年硫黄酸化物(Sox)削減議定書は締約国に一律削減を課していたが、規制効果が十分

ではなく、1994年に新たに採択されたSOx削減議定書は「臨界負荷量」(critical load)アプローチを採用した。臨界負荷量は臨界硫黄沈着量及び主要な汚染源の配置に依拠し(附属書I.)、現在の知識によれば、影響を受けやすい特定の環境要素についてそれ以下では著しく有害な影響が発生しない一又はそれ以上の汚染物質に対する曝露の定量的評価をいう(第1条8項)。

本アプローチは個々の汚染源と影響の推計に基づき、義務の差異化を定めるものである。このようになりスクに応じた責任の差異化というアプローチは高度の科学的知見に依拠し、かつ必要な範囲内で削減を要請するため、関係当事国には公正な基準として、広く受け入れられている。また、このような条約上の規制手法に基づく大気質の共同管理の効果は積極的に評価されている。

イ) 京都議定書起草過程における附属書I. 締約国の削減目標値割当に関する各国の見解

AGBM交渉における締約国の見解には(i)排出量の均等化、(ii)個別事情の考慮、(iii)GDP又は削減費用の均等化の3つがある。排出量については、国家単位、人口比又はGNP比の均等化の提案があり、個別事情としては、土地・吸収源・気候条件等の物理的特性、人口学的特徴、エネルギー構成、社会経済的特性等があげられている。過去の排出割合に応じた負担の配分という構想は条約採択前から存在したが、AGBM交渉においても排出総量又は温暖化に占める締約国のシェアを差異化基準とする提案が存在し、ブラジル提案はこの点を最も包括的に扱った。

これら諸基準のうち、排出量の均等化は資源の衡平な配分の要請を反映し、総排出量又は温暖化に占めるシェアという基準も負担配分における公正さを要請する。しかし、公正さ又は衡平は必ずしも中心的な議論とはならず、各国は個別事情及び費用負担の均等化に依拠し、相互の関係又は優先順位は明らかではなかった。

このように、AGBM交渉においては、客観的な差異化基準に基づく義務の配分に関して、合意は成立せず、削減目標値の割当は京都会議における政治的交渉に委ねられた。

4) 差異化の適用の限界・差異化の性質

第一に、現在及び将来の排出に関わる prevention/precaution の義務の適用可能性、枠組条約の性質、留保との対比により、差異化の適用の限界について、法理論的な観点から検討した。第二に、差異化の性質については、排出割当の社会的財としての性質及び条約制度の権利・義務の構成という二つの観点から検討した。

a. 全ての締約国の義務の可変性・流動性

条約上、全ての締約国の義務と明示されているのは第4条1項のみである。しかし、枠組条約の動態的性質を勘案すれば、締約国の義務は明文として規定される部分のみならず、条約目的から導出され、規制措置の定立及び実施の文脈を構成する第3条の原則及び前文に依拠し、潜在的な規範的要請というシャドウの部分を持つとみることができる。さらに、このような潜在的な規範的要請を具体化する際には、国際慣習法等、背景的な国際規範に由来する責任を考慮に入れることができる。この点は、条約レジームは自己完結的ではないとの解釈に依拠している。

ところで、温室効果ガスの排出が温暖化に寄与し、甚大な被害の発生が相当な科学的確実性を伴って予測されるとすれば、かかる排出行為の(条約義務の背景を成すと考えられる一般的義務という観点からの)適法性が問題となる。このような問題は、排出行為の時間的次元を考慮に入れて、検討する

必要がある。まず、過去の排出行為に関する「責任」は、一般に、責任の遡及効を認めることができない以上、違法行為に対する法的責任 (responsibility) とは構成しがたいとしても、過去の歴史的経緯の考慮が条約前文にも反映される以上、先進国により重い負担を配分することを正当化する。しかし、現在及び将来の排出については、(予防的性質を読み込んで解釈される) 損害防止 (prevention) 義務及び予防 (precaution) 原則に依拠し、温暖化のリスクに寄与する限りにおいて、国家の発展段階を問わず、全ての国家に責任が生じると考えられる。つまり、条約上、途上国と分類されていても、現在及び将来の排出については削減又は抑制の一般的責任を負い、条約制度内で、このような責任を締約国の義務として合意することには、正当性が認められると考えられる。

b. 差異化の適用の限界

さらに、CBDR に基づく差異化の適用には限界がある。

第一に、差異化は条約の留保と同様、条約の普遍性 (広範な参加) と一体性とのバランス上にあり、条約目的を達成するための手段として、許容されている (差異化の手段性)。したがって、差異化は留保と同様、条約の「趣旨及び目的」の制約を受けると考えるのが妥当である。第二に、CBDR の意義を社会的事実に基づき、不公正の是正を要請する原理的要請であるとみるならば、差異化の利益を享受する資格は社会的・事後的状況の変化に応じて、流動的に捉える必要がある。

そもそも、条約制度の下、「途上国」の定義は存在せず、他の環境保護条約、国際機構の分類と整合しない場合も存在する。先進国・途上国という二分法は必ずしも確定的な分類ではない。また、温暖化規制制度においても、締約国の分類は二分法をとっておらず、分類の変更について、締約国会議は柔軟な態度を示している。さらに、条約採択以後、途上国間の実質的な経済格差は拡大し、今後も全ての途上国を同一類型として分類することが妥当であるかは疑わしい。

このような状況の下、CBDR 原則の規範的要請を忠実に反映すべきであるならば、差異化の利益を享受する資格については、社会的・経済的状況を適宜、評価し、見直しをする必要がある。

c. 締約国会議の検討権限

締約国会議は第 4 条 2 項 (d) の文言、及び第 7 条 2 項 (a) に基づき、条約の定期的評価に基づき、途上国の新たな約束を検討する権限を有すると解される。このような定期的評価は CBDR と矛盾せず、むしろ、その精神をよりよく実現する手法である。

d. 差異化の性質

ところで、仮に、差異化の境界が流動的に捉えられるとしても、全ての締約国が同一の基準に服すると捉える必要はあるのだろうか。つまり、CBDR の要請する差異化の性質とはいかなるものか。

第一に、差異化を将来において、解消されるべき暫定的格差と捉えるならば、先進国、途上国は一元的な規範体系に規律され、非相互的な権利・義務の配分は原則に対する例外と位置づけられる。モントリオール議定書における差異化はこのような例である。他方、温暖化規制制度の下では、緩和における先進国の主要な責任と、持続可能な開発を追求する途上国の主要な責務 (前文、第 3 条 4 項、第 4 条 1 項) とを区別し、両者のバランスの下で、条約目的を達成することが予定されている。

さらに、仮に一部の途上国が主張する luxury emission/subsistence emission の区別が政治的レトリックを超えて、一定程度、認められるとすれば、排出割当という財の価値は個々の社会において異

なる意味を持つこととなり、異なる公正さの指針を検討する必要が生じてくる。もっとも、平等の要請が資源の平等を目指すのか、福利の平等を目指すかは明らかでなく、この点は発展の権利論においても、十分に議論されていない。また、温室効果ガスの排出割当は社会的・経済的開発の基礎として、最も基本的な財であるが、その新規性ゆえに、社会的に確立した配分指針は存在していない。社会的・経済的開発や、社会の福利という概念自体、構成員の価値の多様性に応じて、相対的である。

このように、多様な価値の並存を認め、相違を反映させるよう、財を配分するには、すべての相違を取り除こうとするような絶対的平等とは異なる平等基準を考慮する必要がある。

そこで、例えば、ウォルツァーの「複合的平等」論に基づけば、先進国における削減と、開発のニーズが充足されていない途上国の削減とは、犠牲にすべき価値の意味合いが異なるため、各々に妥当する配分指針も異なるべきであることとなる。さらに、個々の配分指針の割当が、他者に対する支配可能性を排除するよう決定されるべきであるという倫理的な観点から、優先順位をつけられるとすれば、生存に関わる不平等は、よりよい生活にかかわる不平等より、より根本的であるため、より重大であると考えられる。

e. 義務の配分の指標

そこで、第一に、開発のニーズが最も窮迫している LDC はさらなる負担から、免除される必要がある。また、気候変動の悪影響に対し、特に脆弱な諸国（第 4 条 8 項）も特別事情を考慮され、適応に関する援助の受給資格として、*sui general* なカテゴリーとみなされる。第二に、一定の経済的成長を遂げ、開発のニーズが充足されて、排出量（総量）が著しく増大する途上国については、差異化の適用の限界という観点から、適当な負担配分を検討することができる。但し、発展段階の相違に基づく排出の価値及び先進国の歴史的排出の責任を考慮して、義務の性質は同一である必要はなく（量的差異ではなく）、より緩和された、質的差異を考慮する必要がある。

f. CBDR と衡平の関係

附属書 I. 締約国間における差異化について、現在の条約の下では、第 4 条 2 項 (a) が適用される。今後の制度設計が同条同項 (d) に依拠して開始されるとすれば、附属書 I. 締約国間の差異化については、3 条の原則のいずれかを特定しなくても、4 条 2 項 (a) の具体的基準を参照すればよいともいえる。もっとも、個別事情や持続的な経済成長を維持する必要性等の要因は「衡平かつ適当な貢献」に包摂されると読むことも可能である。さらに、原則が規制の文脈を構成するとすれば、本条の「衡平かつ適当な貢献」と、第 3 条 1 項の衡平を敢えて区別する必然性は乏しいように思われ、少なくとも、その部分を構成するとみることが可能であると思われる。

このような推論が妥当するとすれば、衡平は default 基準として、全ての締約国間の関係において機能し、特に、社会的・経済的構造が同質である諸国間においては、4 条 2 項 (a) の個別基準を考慮に入れることができる（この点は AGBM 交渉の検討とも整合性をもつ）。他方、社会・経済面で、構造的な格差が存在する締約国間の差異化を導くものとしては、CBDR が機能するとみることができる。

g. 「卒業」要件

第一に、絶対的免除の対象となる LDC については、国連経済社会理事会の定義の参照を明文で規定すべきであろう。気候変動への対処において、問題となる絶対的貧困や、開発の欠如は、その他の開

発援助フォーラムで参照される基準と特に区別する必要はないためである。他方、適応において、特別の考慮が必要な諸国は温暖化規制制度に特有のカテゴリーである。適応措置の不確定性、対象範囲の広範さにより、対象国の客観的定義への合意は困難であるため、締約国会議で対象国を決定し、リスト化して、適宜、修正する手続を明記することが望ましい。

第二に、その他の途上国は第二のカテゴリーに含まれるが、ここでも、差異化の程度には濃淡を設け、排出量の割合が低く、開発により、基本的ニーズ充足が必要と認められる諸国については、気候政策を持続可能な開発に統合するための政策措置の誓約を義務づけ、定期的検討の対象とするに留める。一定の経済的成長を遂げ、排出量の増大が見込まれる諸国については、基本的ニーズの充足を要件として、エネルギー強度目標、部門別目標等、より厳格な排出抑制・削減措置を義務づける。

実質的には、この段階での「卒業」が問題となるが、以上の考慮に基づいて、a. 排出量、b. 経済的能力、c. 基礎的ニーズの充足という3つの基準を総合的に評価するものとする。a. については、前文に依拠し、一人当たり排出量基準を用いる。B. は一人当たりGDPを用いる。C. は世銀の分類基準、UNDPの人間開発指標を参照し、(ガバナンスの欠如というよりは)、経済的發展と強い相関関係が認められる要因(貧困率、乳幼児死亡率、平均余命、就職率、福利基準等)を抽出して、締約国会議で決定する必要がある。

図1 CBDRの意義・沿革

<p>現在及び将来世代のために地球環境の保護・保全を図ることは全ての国家の責任であるが、途上国の発展に配慮して、先進国はより重い責任を負うべきである。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="padding: 2px;">1989</td> <td style="padding: 2px;">ハーグ宣言、ノールトウエイク(Noordwijk) 宣言 U.N. GAres.228(1989)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">1990</td> <td style="padding: 2px;">第2次世界気候会議関係宣言(1990)第5文</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">1992</td> <td style="padding: 2px;">開発と環境保護に関するリオ宣言(原則7)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">1994</td> <td style="padding: 2px;">気候変動枠組条約(第3条1項、第4条1項等)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">1995</td> <td style="padding: 2px;">ベルリン・マンデート</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">1997</td> <td style="padding: 2px;">京都議定書</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2002</td> <td style="padding: 2px;">リオ会議+5</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2007</td> <td style="padding: 2px;">ヨハネスブルグ閣僚宣言 消費・生産パターンの変更(para.13)、気候変動(para.36)、 大気汚染(para.37)等 「Agenda 21及び、ミレニアム宣言を含む国際的に合意された 開発目標の達成」において、CBDRを考慮に入れて、 さらなる資金供与が要請される(para.75)。</td> </tr> </table>	1989	ハーグ宣言、ノールトウエイク(Noordwijk) 宣言 U.N. GAres.228(1989)	1990	第2次世界気候会議関係宣言(1990)第5文	1992	開発と環境保護に関するリオ宣言(原則7)	1994	気候変動枠組条約(第3条1項、第4条1項等)	1995	ベルリン・マンデート	1997	京都議定書	2002	リオ会議+5	2007	ヨハネスブルグ閣僚宣言 消費・生産パターンの変更(para.13)、気候変動(para.36)、 大気汚染(para.37)等 「Agenda 21及び、ミレニアム宣言を含む国際的に合意された 開発目標の達成」において、CBDRを考慮に入れて、 さらなる資金供与が要請される(para.75)。
1989		ハーグ宣言、ノールトウエイク(Noordwijk) 宣言 U.N. GAres.228(1989)															
1990		第2次世界気候会議関係宣言(1990)第5文															
1992	開発と環境保護に関するリオ宣言(原則7)																
1994	気候変動枠組条約(第3条1項、第4条1項等)																
1995	ベルリン・マンデート																
1997	京都議定書																
2002	リオ会議+5																
2007	ヨハネスブルグ閣僚宣言 消費・生産パターンの変更(para.13)、気候変動(para.36)、 大気汚染(para.37)等 「Agenda 21及び、ミレニアム宣言を含む国際的に合意された 開発目標の達成」において、CBDRを考慮に入れて、 さらなる資金供与が要請される(para.75)。																
<p style="text-align: center; color: red;">リオ宣言 原則7</p> <p>地球環境の悪化に対する異なった寄与という観点から、各国は共通であるが差異のある責任を負う。先進諸国は、彼らの社会が地球環境にもたらす圧力及び彼らが支配する技術及び財源の観点から、持続可能な開発の国際的な追及において負う責任を認識する。</p>																	
<p style="text-align: center; color: red;">FCCC 第3条1項</p> <p>締約国は、衡平の原則に基づき、かつ、それぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に従い、人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべきである。したがって、先進締約国は、率先して気候変動及びその悪影響に対処すべきである。</p>																	

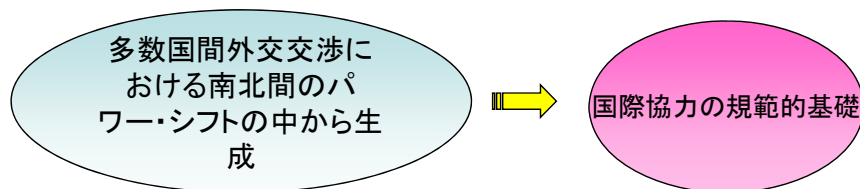


図2 CBDRの理論的基盤

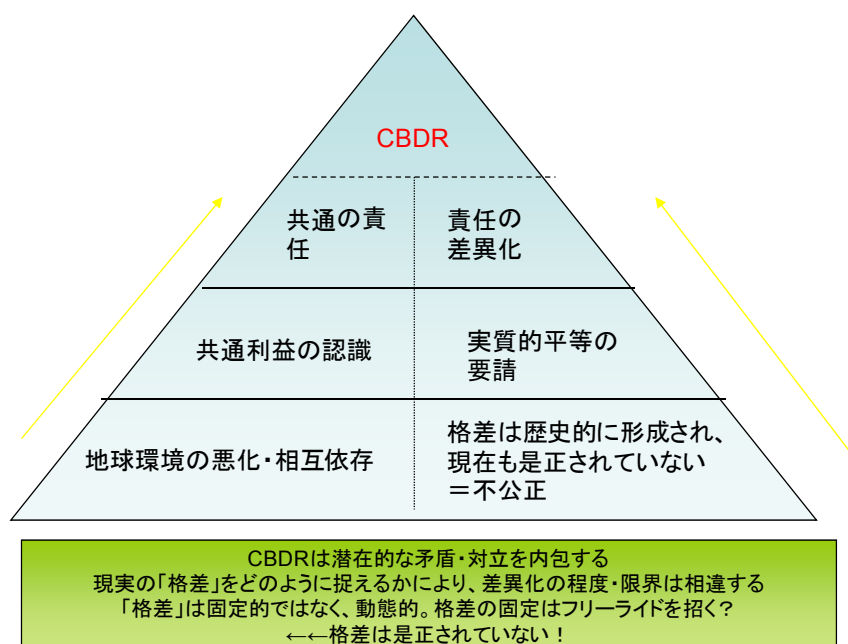


図3 差異化の態様

差異化の態様		関連条約（規定）
(1) 実体的義務		
(a) 黙示的/相対的な差異化	「その個々の状況及び能力に応じ」、「可能な限り、かつ、適当な場合には」	CBD第6-8条、世界遺産条約第4、5条、ボン条約第2条、オゾン層保護条約第2条2項、国連海洋法条約第194条、207条、ロンドン条約第2条、バーゼル条約第4条2、9項、12条、気候変動枠組条約第4条1項(f)、CITES第8条1、3項、第13条2項等。
(b) 明示的な差異化	① 移行期間	モントリオール議定書(第5条)、ロンドン条約1996年議定書(第26条1、2、4項)
	② 削減義務の基準年	1979年ECE長距離越境大気汚染条約/1991年揮発性有機化合物(VOC)等の規制に関するジュネーブ議定書(第2条2項(a))、FCCC(第4条6項)・京都議定書(第3条5項)
	③ 削減義務の有無	FCCC(第4条2項)・京都議定書(第3条1項、附属書B.)
(2) 手続的義務	内容、提出期限	FCCC(第12条1、2、5項)
(3) 履行確保	CBDRの考慮	京都議定書遵守手続・メカニズム(第IV部4、第XIV部)、バーゼル条約、カルタヘナ議定書(CBDRには言及なし)
(4) 履行援助	① 資金供与	信託基金、世界遺産条約(第15条)、ラムサール条約(Resolution VI.6)、モントリオール議定書(第10条)、FCCC(第11条)、CBD(第21条)、砂漠化対処条約(第21条)等。
	② 技術移転・技術協力	モントリオール議定書(第10条のA)、CBD(第18条)、砂漠化対処条約(第18条)、FCCC(第4条3項)等。
	③ 能力構築	砂漠化対処条約(第19条)

図4 差異化の適用の限界

差異化の程度、方法は、原則として締約国の裁量に委ねられている。

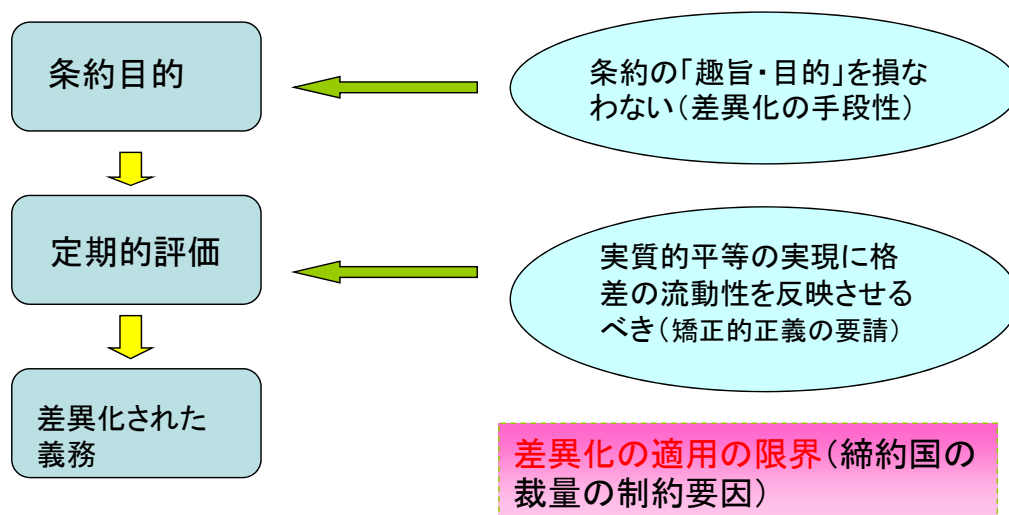


図5 締約国のカテゴリーと卒業要件

締約国のカテゴリー		義務の内容	「卒業」要件
附属書I.	附属書II.	排出削減割当 (差異化：4条2項(b))	
	経済移行国	排出削減割当 (差異化+弾力的適用)	
途上国(中進国)		エネルギー効率改善、 セクター別目標値等 (質的な差異化)	
途上国		SDを自国の開発政策に統合 させる措置 (SD・PAM等)	a. 排出量(per capita)、 b. 経済的能力(GDP per capita) c. 基礎的ニーズの充足 ←総合的に評価する
LDC		絶対的免除	国連経済社会理事会決議
第4条8項国		絶対的免除(+適応措置)	リスト掲載と修正

(5) 国際法上の平等原則の検討（明治学院大学）

温暖化対策の基本原則の一つである「共通だが差異ある責任」の「差異」の解釈については、開発途上諸国は温室効果ガス排出抑制・削減の義務そのものを負わないとする見解と、先進諸国とは異なる範囲とレベルでその義務を負うとする見解とが対立している。ここでは、その解釈に関連して、自然保全条約に基づいて国際法上の「平等原則」の観点から検討する。

1) 国際法上の「平等原則」

開発途上国が先進国とは異なる義務を負うということは、伝統的に国際法において「平等原則」との関係で検討されてきている。特に、第二次大戦後は国際組織との関係で、また、国際共同体的認識との関係で、平等原則が再検討され、多くの環境条約にも反映されてきている。国家平等原則は主権平等に基づいているが、一般的な平等論と同様に、それは、必ずしも同一性・斉一性を意味しているわけではない。実際、現実の国際社会においては、様々な面で国家には強弱が存在する。国内法においても国際法においても、平等原則と現実に存在する格差との関係は避けて通れない問題である。正義論における交換的正義と配分的正義と同様に、同一の権利義務を配分する「絶対的平等」に対して、同一ではなく実情に応じた権利義務の配分を行う「相対的平等」、「比例的平等」または「機能的平等」も求められている。さらに、現実社会の様々な面の強弱を前提として平等を考える手法に対しては「形式的平等」であるとの批判もあり、本来の平等を求める「実質的平等」または法の適用の「結果としての平等」が主張されている。

a. 手続き面および実体面での平等

これらの平等原則には、手続き面での参加の平等と実体的権利義務面での平等の2側面がある。さらに、参加の平等には、組織自体、意思決定過程および機能遂行過程それぞれへの参加という3側面がある。

ア) 手続き面での平等

手続き面での平等との関係では、「絶対的平等」を基本としつつも、「相対的平等」、「比例的平等」または「機能的平等」という概念が用いられることが多い。これらは国際金融分野をはじめとして多くの国際組織に適用されている。実際、財政負担義務や機能遂行能力に応じて常任理事国制度や加重投票制度が採用されたり、特定国の意向に特別な配慮が払われたりしている。国際組織における参加には三つの側面が考えられる。それらは、組織自体への参加、意思決定過程への参加、および機能遂行過程への参加である。組織自体への参加とは、利害関係を有する国家すべてに対して同等の加盟資格または出席資格が与えられるか否かに関わる。意思決定過程への参加とは、組織の意思決定に際して加盟国すべてが同等に関与し得るか否かに関わる。意思決定過程への参加は、国際組織が大型化し、また、機能的にも発展して、理事会のような執行機関が重要な役割を果たすようになったことおよび多数決制度が一般化してきたことによって重視されるようになった。国家平等に関して言われている相対的平等または機能的平等は、この参加形態に関する平等の問題を対象としている。最後に、機能遂行過程への参加とは、組織が自己の活動を実行して行く際に加盟国すべてが同等に参画し得るか否かに関わる。具体的には、行政部門への参加、事業計画への参加などがそうである。この機能遂行過程への参加は、技術移転との関係で特に最近重視されるようになってきている。国際組織の機能遂行過程に参加することを通じて、行政上の様々な技能や経営管理能力を取得し得るし、また、特別な活動計画が実施される場合(例えば、深海海底資源の開発)には広い意味での技術を取得し得るからであ

る。以上の三側面の参加のうち、通常問題とされているのは第二の意思決定過程への参加であり、国際組織における平等の確保という問題の中心に位置している。

第一に、組織自体への参加、先進国サミットなど限られた場合を除いて、参加は確保されていると言えよう。第二に、意思決定過程への参加の平等の主張は、従って、実質的合意の達成を目標とする実質的参加の確保という観点から組織の性格に応じて検討されることを必要としている。従来の相対的平等という概念は、この点を見落としていた。その意味で、従来の相対的平等に表されていた平等は、形式的であり、その下での参加も形式的参加にすぎなかったのである。従来の一面的な相対的平等に対する修正が近年の国際組織において行われてきているが、それは正にその一面性に対する反省に基づいている。相対的平等が絶対的平等の対立概念である以上、それは、絶対的平等が意味する同一性・斉一性に対する柔軟な概念のはずである。しかし、従来の相対的平等は、「力」に「比例」した比例的平等とも言うべきものであった。この「力」も「比例」もポジティブな側面を示しているが、経済的弱さなどから生じる援助の必要度などのネガティブな側面は顧みられていなかった。「弱さ」に比例する方向性または力に「反比例」する方向性が、従来の相対的平等の修正という形で提示されているのである。

今日、国際社会の大部分を、国家の数で見ても、人口で見ても、領域で見ても、開発途上国が占めているのは紛れもない事実である。南北問題はそのような国際社会そのものの問題である。そのときに圧倒的少数の先進国がすべての決定権を維持することは、不合理という誹りを免れない。一方、逆に、経済的貢献力を有しない開発途上国が、数を理由としてあらゆる決定権を保有することも無意味である。資金的貢献度以外の基準の考慮および加重の度合いの合理化に対する考慮を通じて代表・表決制度における参加が検討されなければならない。

第三に、参加の平等のうち、機能遂行過程に関するものは、能力制限的平等（能力主義、自由競争主義などに基づく平等）に対する批判を前提としている。能力獲得のための機会が均等に保証されていない場合には、能力制限的平等による参加制限はその基盤を失なうことになるからである。この批判は、GATT の貿易原則や公海自由の原則などに対する批判と根を同じにしている。従って、機会の均等要求との関係でこの機能遂行過程への参加は、富の取得および広義の技術取得を目標とする実体面での平等要求に関わってくる。もちろん、上述の意思決定過程への参加も実体面での平等の確保と密接に関係している。前述の相対的平等に対する批判として出された「弱さ」を考慮に入れた平等の主張は、正に実体面においてより強く展開されている。こうして参加の平等は、UNCTAD 以来求められてきている実質的平等の確保を促進させる働きをしているのである。

機能遂行過程への参加は、事務・行政部門への参加についても、また活動への参加についても、能力平等主義に関わっている。どちらの場合にも、組織全体の利益およびその効率から見て一定の能力基準が必要とされる。しかしながら、その基準を一律に適用する場合には、その前提として機会の平等が確保されていることが不可欠であって、そうでない場合には、能力によって参加を制限する能力平等主義は平等とは言えず、正当性を欠くものである。現在、必要とされる様々な能力の開発の機会には平等は確保されていない。そのような状況の下では、機能遂行過程への参加の平等は、能力平等主義の適用の前段階において国家単位のグループ枠の設定や優先的な参加の確保を必要とするのである。

他方、この変則的事態の解消を目標とし、かつ、機会の平等化を図るために、教育・訓練に関する国際的プログラムを通じた能力開発も同時に必要とされる。これは、組織の利益および効率を向上さ

せるためにも不可欠である。機能遂行過程への参加の平等は、従って、現在の異質な国際社会において能力平等主義をあてはめる際の欠点を、機会の平等の確保というそのための前提条件を満たす働きをすることによって、補っていると言うことができよう。

イ) 実体面での平等

実体面での平等については、権利の過小配分に対する是正を求める段階から、実質的平等に基づく権利義務配分を求める段階へと移ってきている。その典型的な事例は、貿易制度および国際基金制度に見ることができる。これらの制度において、開発途上諸国から求められた貿易制限禁止義務や基金拠出義務からの一般的免除が認められるようになってきている。そこにおいては、義務の軽減を認めることにとどまらず、義務の不存在を認めることにも至っている。

このように、実体面においても、やはり「絶対的平等」を第1としながら、1960年代以降、実質的平等という概念が使われてきている。それは、平等とされる状況を想定し、それと現実との違いを解消できるような権利義務の配分を行うこと、または、権利義務の配分に関する法制度を適用した結果が平等になるようにすることを求める。この観点からは、相対的平等や比例的平等について、別の視点からの相対性および比例性が主張される。それは、強者ではなく弱者であるが故の特別扱いであり、または、強さではなく弱さを基準とした比例性の採用である。弱さを基準とする対応は、国内社会においては社会福祉や社会保障に関する制度においてとられている考え方であり、国際社会においても、開発途上国、特に、後発開発途上国について、また、近年は市場経済移行過程諸国について適用されてきている。気候変動レジームにおいても、先進諸国、開発途上諸国および市場経済移行過程諸国のリストに基づいて、それぞれに異なる義務配分をすることによってこの考え方は取り入れられている。特に、開発途上諸国に対しては温室効果ガスの抑制・削減義務の不存在が確認されている。

このように、実質的平等は、現時点での格差と歴史的蓄積とを前提として、将来目標との関係で平等をとらえる。実質的平等は、この点において「共通だが差異ある責任」と内容的に同じである¹⁰⁾。

ウ) グローバルコモンズの管理

国際組織との関係において、資源開発、学術的調査、技術開発などの当該組織の下での活動への参加の平等は様々なレベルで求められている。このような活動への参加の平等の主張は、国際共同体を出発点とする国際共有物の思想を背景に持っている。深海海底資源や宇宙資源に対しては人類の共同遺産という概念が設定されている。また、科学的または学術的知識も人類の共同遺産または人類の普遍的遺産として認識されているし、さらに、各種の技術もそのように性格付けられることが多い。このようなこれまでの国際社会には見られなかった概念、即ち、伝統的な原子論的主権国家並存の国際社会に対する上位主体をそれらの集合体全体として位置付ける概念が、その背景にある。

現在の世代は地球生態系の基本的生命支持能力を減ずることなく将来の世代へ伝えなければならない。その生命支持能力を支える気候系や自然系または生物種はグローバル・コモンズとして、または人類の共同遺産、世界遺産もしくは共通関心事として、地球的観点からの規制が求められている。これらのグローバル・コモンズを保全・管理し、将来世代へ伝えるという義務は、従来の当事国間の相互的義務に対して、普遍的義務（地球社会全体に対して負う義務）であるとされる。具体的には、月協定（1979年）および国連海洋法条約においては、月その他の天体または深海海底は人類の共同遺産であると定められている。気候変動条約は、将来世代のために気候系を保護すべきであると定めている。世界遺産条約は、将来の世代へ世界遺産を伝える義務を定めている。国際捕鯨取締条約、ワシン

トン条約、ボン条約、生物多様性条約なども前文において将来世代へ生物種を継承することを記している。また、ラムサール条約、世界遺産条約およびワシントン条約は、国家主権を前提としつつも、国際的に重要な種または区域を指定・登録する制度を通じて、各国の主権下にある自然生態系および生物種に対する国際的関与を定めている。これらの条約が対象とする資源または価値に対しては、国際的な認定制度と管理・規制体制が樹立されている。なかでも、深海海底資源に関しては、国際海底機構（ISA）が管理にあるとされている。

他方、公海漁業資源についても国際管理の主張がある。ただし、遠洋漁業国による管理、沿岸国主体の管理、そしてグローバル・コモンズとしての国際管理の主張が混在しており、管理主体、費用負担、漁船登録制度、利用料金制度などの詳細は詰められていない。なお、公海漁業協定においては、旗国の管理に基づく漁船登録制度が採用されているだけで、グローバルな観点からの管理制度や利用料金制度は採用されていない。

グローバル・コモンズに関わる場合は、積極的な対応をしなくても他人の努力の恩恵を享受できる。そのような事態は、積極的な行動をとった国々の努力の効果を減少させるとともに、これからそのような行動をとろうとする国々の意欲を減退させ、利益と不利益の享受と負担の不平等を生じさせる。そのため、締約国に対する利益の供与または非締約国に対する不利益の強制に関する措置が定められることがある。モントリオール議定書、バーゼル条約、気候変動条約および生物多様性条約は、締約国に対しては技術協力や資金協力というメリットを設定している。逆に、ワシントン条約、モントリオール議定書およびバーゼル条約は、非締約国との貿易条件を厳しくしたり、または、禁止したりしている。

次に、普遍的義務に関する違反の取締も重要になる。気候変動条約および京都議定書は、遵守委員会を設置し、違反の認定と処遇を定めている。モントリオール議定書は、違反の認定と違反国に対する処遇を定めている。バーゼル条約およびバマコ条約は、条約違反に関する当該締約国以外による通報制度を定めている。ワシントン条約やラムサール条約も、締約国会議や事務局の権能を通じて監視および通報システムを動かしている。これらの条約のような個別的手続きによるのではなく、グローバルな観点からの取締および監視の機能のために国際環境審判所を設置すべきであるという提案や、環境オンブズマンなどの主権国家以外の関与が必要であるとの提案もされている。なお、環境に関する国際的な認識の高まりを受けて、国際司法裁判所は、1993年に環境特別裁判部を設置した。ハーグ常設仲裁裁判所も、環境分野の重要性に鑑み、仲裁と調停に関する選択規則を採択した。

このように、既存の国際組織によっても、監視のための対応がとられつつある。今後、さらに、グローバルな視点に基づく制度にすることと、環境と同様にグローバルな性格を有する人権や労働に関する条約と連携することが必要とされている。

3) 気候レジームと平等

以上のように、国内法においても国際法においても、全く同一の権利義務が配分されるということは希であり、何らかの違いや区別を反映した配分が行われてきた。国際法および国際組織に限ってみても、強大国の負っている責任を考慮して大きな権利が配分され、その恩恵を受ける弱小国には小さな権利が配分されてきた。義務配分についても同様であり、強大国には大きな義務が課される一方で、弱小国には小さな義務が設定されるかまたは義務そのものが設定されないことも珍しくない。先進諸国と開発途上諸国との政治経済面での違いに基づいて、実体的な権利義務についてこれらの国家グル

一層間に異なる設定がされている分野としては、ブレトンウッズ機構において開発途上諸国は出資義務を負っていないこと、および、GATT において開発途上国一般特恵が認められていることなどが先例としてあげられる。

a. 気候変動条約における原則

気候変動条約の原則を定めている第3条1項には、気候変動対策に関する基本原則が定められており、具体的には、衡平原則、共通だが差異ある責任、応能原則が示されている。その適用結果として、先進国による率先的な対策を求めている。2項においては、開発途上国に対する特別配慮が定められており、それは第1項の基本原則に対する付加的原則である。それにより、特に、技術、資金および対応能力が不足する開発途上諸国に対して、温室効果ガスの抑制・削減ならびに気候変動による影響の緩和と適応に関する能力の構築と向上について支援協力することが求められている。3項においては、予防原則、効率性原則、総合政策が定められており、それらは4項の前提として位置づけられている。4項は、持続可能性原則を定めており、人間活動は生態系の支持能力の範囲内において効率的に行うべきことを求めている。5項は、自由貿易原則の維持と恣意的・偽装的差別貿易の禁止を定めている。

b. 生物多様性原則と平等原則

自然環境および生物資源利用に関する基本原則として、衡平確保、生態系優先、環境危害防止、予防対応、学際的対応、教育訓練啓発、国際協力を挙げた。気候変動条約第3条においては、そのうち、衡平確保については第3条1項、生態系優先については同4項、環境危害防止、予防対応については同3項、学際的対応、教育訓練啓発、国際協力については同2項および5項が対応している。

他方で、平等原則については、参加の平等のうち組織参加については、気候変動条約および京都議定書ともに、それ自身と下部機関への参加ならびに意思決定過程への参加について、平等が確保されている。さらに、機能遂行過程への参加についても、特に、緩和・適応に関する能力構築との関わりで検討が進められている。また、実体的権利の平等については、次に述べるように、温室効果ガスの抑制・削減義務の軽重にとどまらずその有無にまで至る差異が定められている。財政負担と基金の使用権についても同様である。

c. 共通だが差異ある責任

気候変動や地球環境問題において用いられている「共通だが差異ある責任」の内容としては、国によって義務に違いがあること、特に、先進国には削減義務が課されるのに対して、開発途上国には義務設定がないかまたは軽減された削減義務が課されること、また、義務達成にあたって資金と技術を含む国際支援があることなどが説明されることが多い。しかしながら、これらは従来の国際法制度にも取り入れられていたことであって、気候変動問題特有の取り扱いではない。「共通だが差異ある責任」を気候変動にとって特殊な責任概念として位置づける積極的理由はなく、それは伝統的な「相対的平等」や「機能的平等」または「実質的平等」の域を出ていない。したがって、「共通だが差異ある責任」の適用にあたっては、上記の平等概念のうちでも「実質的平等」と「機能的平等」を用いることが有益と思われる。それにより、今後の温暖化対策の制度枠組みと義務設定の評価作業を補強することができる。具体的には、主要国（温室効果ガスの主要排出国、温暖化対策に関する主要技術保有国、主要資金提供国など）の参加確保と主要活動（エネルギー、運輸、産業、家庭など）の規制確保に関する制度と手続きについて検討する際の基準になりうる。

(6) 国際法上の汚染者負担原則 (PPP) に関する検討 (海上保安大学校、独立行政法人 国立環境研究所)

第1に、「汚染者負担原則 (PPP)」が想定する費用負担の主体と客体 (汚染者と被害者の区別が明確である場合に限定されるか否か) と費用負担の範囲 (汚染の「事前防止」の費用か、汚染発生の場合の「事後救済」の費用も含むのか) にとりわけ注目しながら、国際法上及び国内法上の PPP に関する研究動向を批判的に検討し、この主題をめぐる研究状況をレビューし、同原則のあり方を明らかにした。

気候変動抑制のための将来枠組み構築を論ずるに際しては、費用負担の問題を避けて通ることはできない。PPP を基盤とした枠組みを論じることにより、将来枠組みに関する議論に法学的側面から一定の示唆を導くことができる¹¹⁾。

a. PPP の動的展開への着目の必要

PPP は、1972 年に OECD 勧告で示された費用負担原則である。この勧告における PPP は、外部不経済の内部化の観点から、受容可能な状態に環境を保持するための汚染防止費用は汚染者が負うべきとする原則であり、その費用負担の範囲は、環境復元や損害賠償のような汚染発生の場合の「事後救済」の費用を含まず、あくまでも汚染の「事前防止」の費用にとどまるものであった。しかし、OECD のいう PPP は、汚染者が第一次の負担者であるということを述べるのみであり、環境政策を具体化する際に必ず問題になる「汚染者とは誰であるか」「いかなる費用をいかなる政策手段のもとでどれだけ支払うべきか」を明言してないため、この勧告を具体化する局面では同勧告との何らかの「ズレ」が生じるのは不可避である。PPP の展開において生じた「ズレ」とそれにかかけられた負荷を分析する作業によって、それぞれの規範的文書における PPP の位相を明らかにし、さらに、PPP の現実適合的なあり方についての知見を抽出していくことが重要である。

b. PPP の内在的分析の深化の必要

地球規模の環境問題の解決のための費用負担のあり方に関する議論においては、PPP の国家間における適用可能性やその実体的論点の検討をふまえて、費用負担のあり方が導かれることは少なく、実効的な問題解決のあり方やその実現のための費用負担のあり方があらかじめ指定された上で、その正当化を図る一資源としてある特定の費用負担原則が動員されることが多い。しかし、途上国援助の必要性から直接に費用負担原則の適用の「切り換え」が導かれてしまうのであれば、費用負担原則は、事実としての必要性の正当化を図るための資源にとどまり、環境政策の「指導原則」とはいえなくなる。途上国援助の必要性を承認しつつ、当該必要性と費用負担原則の切り換えを費用負担原則内在的に捉える可能性について、検討を深めていく必要がある。とりわけ、温暖化対策の文脈においては、京都議定書のもとで温室効果ガスの削減義務を負わない非附属書 I 国の排出量が 2030 年から 2050 年の間に附属書 I 国全体の排出量を超えたとしており、仮に 2013 年以降の地球温暖化対策の制度設計においても途上国援助の必要性を承認するのであれば、当該援助を費用負担原則内在的に把握する可能性についての検討は不可欠である。

(7) 自然環境および生物資源利用に関する諸原則 (明治学院大学)

ここでは、気候変動レジームとの関わりにおいて、自然環境および生物資源利用、または文化的側

面に関する条約制度において定められている諸原則について検討する。

1) 既存条約における共通項目

自然環境の保全管理に関わる諸条約およびそれらの下の決議や勧告などにおいては、ほぼ共通して、生物多様性の確保、生物種の絶滅防止、持続可能性の確保、事前評価、予防対応、適応型管理、情報公開、および、公衆参加などが基本的な原則および手続きとして定められている。

まず、生物多様性の確保は、基本枠組み条約である生物多様性条約をはじめとして、多くの条約において確認されている。生物多様性条約以前に作成された条約においても、関連する規則や手続きの中で生物多様性の確保が定められるようになってきている。他方、生物種の絶滅防止は、ワシントン条約など野生動植物に関する多くの条約において、中核的な原則として確認されてきている。

次に、持続可能性の確保は、漁業や林業など生物資源の利用に関わる条約において再確認されてきている。ボン条約(1979年)、南極海洋生物資源保存条約(1980年)、南太平洋流し網漁業禁止条約(1989年)、北太平洋溯河性魚種条約(1992年)やその他のサケ・マスを対象とする条約のように、混獲や生態的要素を重視するものも増えてきている。ワシントン条約、ラムサール条約および生物多様性条約も関連する種および生態系への配慮を定めている。

手続き的側面では、計画されている事業による環境影響についての事前評価は、経済活動一般についても、生物資源利用についても、多くの条約において再確認されている。評価にあたっては、自然科学的な側面だけではなく、社会的、文化的な側面の評価も求められている。

生物資源利用にあたって予防対応をとるという原則(予防原則)は、1990年代以降定着しつつある。それは、科学的根拠または科学的知見が不十分なために環境に悪影響を与えることが明らかでなくとも、取り返しのつかない事態を防止するために予防的な対応行動をとることを求めており、水産業などの生物資源利用または地球環境問題に関して強く提唱されてきている。

適応型管理は、資源管理措置を固定化せずに試行的に適用し、実際の状況をフィードバックしてそれに最も適応するように随時変更することを求めている。この管理手法は生物資源管理に最も適しているとされ、水産業をはじめとして多くの条約で再確認されている。

情報公開は、情報取得の保障と決定過程の公開を含み透明性の確保とも呼ばれる。また、それは、公開することに併せて根拠を示して説明する責任を含む。他方、公衆参加は、情報収集過程、規則制定過程および審査・決定過程ならびに司法救済制度への参加を含む。公開と参加は、以上の原則などを手続き面から補足する役割も有しており、NGOとの関係において多くの条約において再確認されている。特に、ECEのオールフス条約は公開および参加の権利を法的に保障することおよびそれらの権利行使によって差別や不利益を受けないように確保する義務を定めている。

2) ガイドラインなどにおける共通項目

生物資源利用に関する上記の基本的な原則や手続きは、生物多様性条約のもののガイドラインをはじめとして、次のような法的拘束性のない文書においても定められている。

生態系アプローチ原則は、生物多様性条約の第5回締約国会議において採択された決議(Ecosystem Approach: Decision V/6)に定められている。その後、科学技術下部機関において、原則ごとに詳細な項目を含む文書が採択された(Ecosystem Approach: Further Conceptual Elaboration: UNEP/CBD/SBSTTA/5/11, 23 October 1999)。

アジスアベバ持続可能な利用原則は、生物多様性条約の第10条の具体化を目的として、第7回締約国会議において採択された(Addis Ababa Principles and Guidelines on Sustainable Use of

Biodiversity: Decision VII/12 Sustainable Use (Article 10), Annex II)。

外来種管理指針原則は、生物多様性条約の第6回締約国会議で採択された (Guiding Principles for the Prevention, Introduction and Mitigation of Impacts of Alien Species that Threaten Ecosystems, Habitats or Species: Annex to Decision VI/23 on Alien species that threaten ecosystems, habitats or species)。生物資源の持続可能な利用そのものを扱っているのではないが、関連項目が記されており、予防対応、生態系アプローチ、危険性評価、透明な手続き、調査とモニタリング、教育と普及啓発、情報公開および参加を含む15の原則が示されている。

薬用植物保全利用原則は、1993年に採択された指針を生物多様性条約に即して改定する作業の成果であり、WHO、IUCN、WWF および TRAFFIC の協力で行われてきた。

生物資源利用原則案は、日本の国際比較環境法センターの下に組織された「生物多様性研究会」によって提示されたものである (生物資源の保全と持続可能な利用に関する原則とガイドライン、2002年7月30日、国際比較環境法センター生物多様性研究会)。

3) 共通する法原則および基準のカテゴリー分類

以上の諸条約およびガイドラインなどに共通している法原則および基準は、いくつかのカテゴリーに分類することができる。具体的には、生物資源利用に当たっての基本項目を提示する「基本原則」、それらの適用に当たり必要とされる「基本手続き」、また、具体的な生物資源の管理に際して必要とされる項目を提示する「資源管理手法」、および、生物資源に関わる法制度、行政制度、経済制度を定める「制度整備」である。

以下のように、そのうち、基本原則には、衡平確保、生態系優先、環境危害防止、予防対応、学際的対応、教育訓練啓発、国際協力などが含まれる。基本手続きには、情報公開、事前評価、モニタリングが含まれる。そして、資源管理手法としては、生態系に応じた空間および時間枠、権限は地元、適応型管理、参加型管理が含まれる。また、制度整備としては、政策および法令の整備、支援措置の提供、慣習的権利および伝統的知識の尊重、実施確保および紛争回避、司法救済、内部経済化と責任ある商慣行が含まれる。

以上の原則や手続きに関しては、その具体的な内容を方向付けるための基準として、以下のような項目が必要となる。

a. 基本原則

衡平確保については、生物資源の保全および利用が人類全体の関心事項であること、現世代と将来世代との衡平を確保すること、現世代間での衡平を確保すること、先住民および地元共同体の関与を保証すること、生物資源の保全と利用とのバランスを図ることなどが挙げられる。

生態系優先については、生態系アプローチを基本とすること、生態系の保全を優先すること、生態系の許容量の範囲内の利用とすること、生物資源の保全は義務であること、保全のための基本戦略を定めることなどが含まれる。

環境危害防止については、生物資源の利用行為が生態系または環境に対する損害を生じさせないこと、ほかの形態の資源問題または環境問題を生じさせないこと、生じさせた損害に責任を負うこと、利用行為に伴う汚染および廃棄物を最小化させること、損害防止のための措置をとることなどが挙げられる。

予防対応については、科学的根拠が存在していなくても悪影響の蓋然性が有ればその予防のための措置をとること、法的レベルに留まらず可能な限り最善のレベルを達成すること、対象とするかまた

は関連する生物資源の動向を把握すること、リスク評価にあたっては公衆による評価を組み入れること、利用にあたっては適切なリスク管理措置をとることなどが挙げられる。

学際的対応については、関係する生物資源について分野横断的な価値評価を基礎とすること、生物多様性の多面的な価値および長期的な価値を認識すること、様々な範囲およびレベルの利害当事者・行為者の関与を保証すること、そのために多角的な調査を行うこと、関係する社会制度の連携を図ることなどが挙げられる。

教育訓練啓発については、生物資源や生物多様性の重要性に関して普及啓発を行うこと、分かりやすいパンフレットなどを配付すること、講演会やシンポジウムを行うこと、生物資源の持続可能な利用に関して公式および非公式の教育を行うこと、生物資源に関わる人物に対して訓練および能力向上のためのプログラムを行うこと、教育訓練啓発を資金・技術・専門家に関して支援するための制度を整備することなどが含まれる。

国際協力については、情報交換を行うこと、研究協力を行うこと、資金面および技術面で協力すること、生物資源に関わる変化および緊急事態について関係諸国に通報すること、緊急事態の改善について協力すること、複数国間での共有資源の保全管理について協力すること、関連国際組織において報告および検討のための制度を整備すること、関連する諸条約間での調整を図ること、多様なセクター間での国際協力を図ること、違反事例に関する情報交換を制度化することなどが挙げられる。

b. 基本手続き

情報公開については、科学的知見および先住民や地元住民の知識と慣行を含むあらゆる関連情報の収集と考慮、情報交換、情報公開、情報アクセスの保証、機密情報管理などが挙げられる。

事前評価については、環境影響評価の実施、生態系評価の実施、リスク評価の実施、ベースラインデータの調査、多面的評価項目の設定、累積的遅発的影響の評価、生態系に対する悪影響の回避、中間評価の公表と意見受け付け、評価根拠の提示、説明責任、許認可手続きとの連携などが含まれる。

モニタリングについては、モニタリングの実施、モニタリング結果の管理措置への反映、モニタリング結果の環境影響評価制度への反映などが挙げられる。

c. 資源管理手法

生態系に応じた空間および時間枠については、生態系に対応した適切な空間と時間枠の設定、生態系の機能の範囲内における管理、水系全体を含めた管理、長期的な管理目的の策定、生態系を重視した生産管理などが挙げられる。

権限は地元にとりという項目については、地方分権化、地元への管理権限の委譲、最も地元レベルへの権限付与、資源と関わりの深い地元当事者の権利保障、地元共同体による管理の尊重、地元への非木材林産物などの提供、地元共同体との協働などが挙げられる。

適応型管理については、生態系の変化を前提にした管理、生態系の状況に即応できる適応型管理、調査結果の管理制度への反映、管理効果の評価とその反映などが挙げられる。

参加型管理については、自然資源の管理目的は社会の選択に委ねること、すべてのセクションによる関与の確保、すべての利害当事者の関与の確保、管理計画の策定・実施・見直しへの公衆参加、計画の最も早い時期からの参加、自由で完全に意味のある参加の保証、地元共同体との協働などが挙げられる。

d. 制度整備

政策および法令の整備については、政策および法律枠組みの策定、法制度の整備、関連法令の調整

と連携、関連政策と法令の見直しなどが含まれている。

政策実現および法令遵守を促進するための支援措置の提供、遵守の確保、積極的な実施の奨励、行政組織の整備などが挙げられる。

慣習的権利および伝統的知識の尊重については、慣習的権利の尊重、慣習的権利の新たな権利としての認定、伝統的知識の保護、伝統的な共同体管理の尊重、伝統的な知識の知的財産権としての保護、伝統的な権利と知識の利用から生じる利益の衡平な配分の保証などが挙げられる。

司法救済については、紛争の回避および解決、司法アクセスの保証、司法救済手続きの利用による不利益の否定などが含まれる。

内部経済化と責任ある商慣行については、市場の改善、経済的インセンティブの統合、費用便益の内部経済化、市場をゆがめるかまたは生息地破壊などをもたらす政策・法律・規則の廃止、生物資源の保全管理費用の内部経済化、生物多様性価値の増加分の利益配分への組み入れなどが挙げられる。

(8) 地球温暖化防止の国際制度における諸原則が機能する局面と原則相互の関係（龍谷大学）

地球温暖化防止の国際制度というと、先進国と途上国の約束の配分や、先進国間の削減負担の配分にその関心が集まりがちだが、現行の京都議定書をとっても、削減の約束、負担だけではなく、京都メカニズム（市場メカニズム）や遵守制度、資金供与・技術移転、適応策などいくつかの制度要素から制度は構成されている（図1参照）。

これまでの検討をふまえると、検討の対象としてきた原則の多くは、複数の制度要素に対して、そのあり方を規定するように機能する。反対に、それぞれの制度要素は、一つの原則によってそのあり方が規定されるわけではなく、複数の原則が機能する中でその制度要素のあり方が規定されている。温暖化防止の国際制度において注目を集めがちな国家間での削減負担の配分においても、図2が示すように、複数の原則が機能してそのあり方が決まる可能性がある。

検討の対象としてきた原則のうち、予防原則は、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととしない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を究極的な目的と定め、この安定化の水準は、「生態系が気候変動に自然に適応し、食糧生産が脅かされず、かつ、経済開発が持続可能な態様で進行することができるような期間内に」達成されるべきとする国連気候変動枠組条約2条の中長期目標の水準や設定の方法、中長期目標に至る道筋（一定の時点での削減の水準設定）＝制度総体としての目標の水準の議論において主として機能する。

他方で、衡平や共通だが差異ある責任原則などの多くの原則は、資金供与、技術移転なども含めた制度全体の設計のあり方を規定し、なかでも、国家間、とりわけ、先進国と途上国間の負担配分の局面で機能する。

国際法上、衡平は、主として、海洋（大陸棚と経済的排他水域）の国家間の境界画定をめぐって国際司法裁判所で援用されてきた。また、国際河川を中心に共有天然資源の利用について「衡平な利用」義務という形で取り込まれている。いずれの場合も、一定の限られた空間・資源を利害が相反する国家の間でいかに配分するかという局面において機能してきた。

国際司法裁判所は、海洋の境界画定をめぐって国際司法裁判所が適用してきた衡平を、事件ごとに紛争当事国が合意した場合に裁判所が適用する「衡平と善（*ex aequo et bono*）」（法の外の衡平）と明確に区別し、裁判所の決定は、法によって要請される衡平であるとする¹²⁾。これは、Akehurstが、

「Equity *infra legem* (実定法に内在する衡平)」と分類したものに該当し、個別の事案の事実に法を適応させるのに使われ、厳格な法の適用が、明らかに不公正な結果をもたらさうる例外的な場合に矯正する原則 (principe...correctif) として援用されるものである¹³⁾。確かに、国際司法裁判所の判決でも、チュニジア・リビア大陸棚事件が、衡平の適用は「衡平な結果に達するという目的の有用性に照らして評価されなければならない」としているように、衡平の適用は、その事案において考慮すべき要因(規準)を考慮して、衡平な結果に確実に達することをその目的としている。Thomas Franck は、こうした衡平を、その機能から「資源の割当への正義導入の方法としての衡平」と位置づけている¹⁴⁾。

こうした国際法における衡平の展開と、気候変動枠組条約3条の起草過程をふまえると、締約国は、人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべきであるが、その保護は、明らかに不公正な結果をもたらさないように締約国により行われなければならないということの意味する。明らかに不公正な結果をもたらさないためには、この気候系の保護という事案において、考慮すべき要因を考慮してその結果が異常に衡平さを欠くということがないことを衡平は要請している。

そうした観点からは、この衡平と共通だが差異ある責任原則は一定の共通点(関係性)を有すると考えられる。すなわち、共通だが差異ある責任原則は、気候系を保護すべき共通の義務を締約国は有するが、その気候系を保護する義務は、問題への寄与度や問題対応能力によって差異が設けられるべきことを意味する。衡平そのものは、こうした問題への寄与度や問題対応能力といった要因(規準)の考慮を明記しているものではないが、地球温暖化問題がエネルギーの利用と密接に関わる問題であり、経済発展に大きな影響を与えるものであることを考えると、先進国と途上国との間の発展の格差や、国際社会において正統性を承認されている途上国の発展のニーズの実現を考慮すれば、これら二つの要因が適切に考慮されなければ、すなわち、共通だが差異ある責任原則が適切に適用されていなければ、衡平な結果を実現できていない(衡平の誤った適用がなされている)と十分考え得る。その意味で、共通だが差異ある責任原則と衡平は、一定の関連性を有しているということができる。

共通だが差異ある責任原則については、先に述べたとおりだが、他方で、差異化の基準として、一般に(i)問題への寄与度と(ii)問題対応能力があげられ、(i)の問題への寄与度は、汚染者負担原則と、(ii)の問題対応能力は、応能原則との関連性がうかがわれる。

最後に、汚染者負担原則については、気候変動枠組条約において規定されている原則ではないが、各国においては共通した法原則である。削減負担の配分の局面においても機能しうる(例えば、後述のブラジル提案)が、これまでの排出により生じる温暖化の悪影響への適応の費用負担の配分という局面では他の原則と比較してより決定的な役割を果たしうる(後述)。

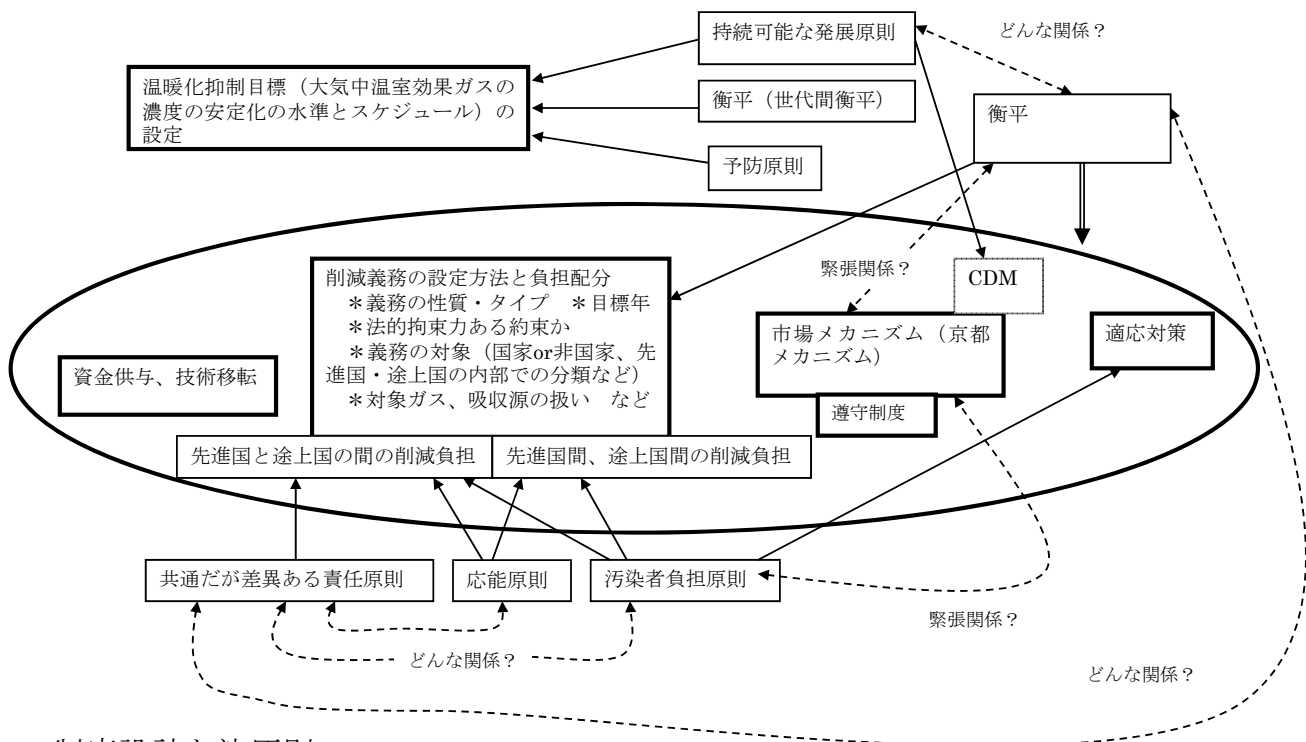


図 6 制度設計と法原則

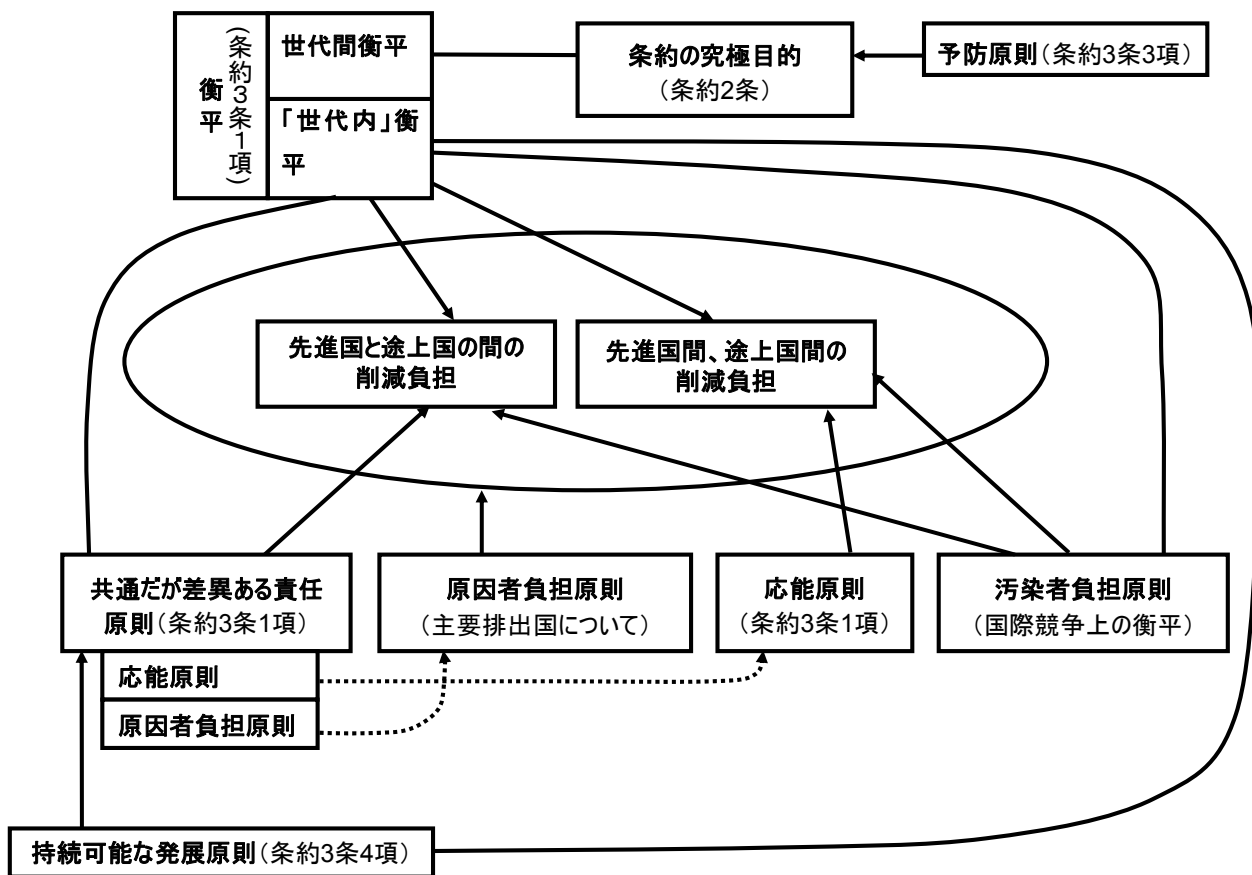


図 7 負担配分に関する法原則間の関係

(9) 2013年以降の中長期的な国際制度提案における法原則の位置づけに関する全体動向の検討¹⁵⁾(龍谷大学)

これまでに提示されている大別して17の提案、1. Kyoto Plus 提案(1-1 Multi-stage approach、1-2 Sector-based CDM、1-3 SD-PAM)、2. ブラジル提案、3. トリプティック提案の途上国参加バージョン、4. 多部門収斂提案(Multi-sector convergence proposal)、5. 選択得点提案(Preference score proposal)、6. 収縮・収斂提案(Contraction and convergence proposal)、7. 事務局による排出枠買い上げ、8. 炭素排出原単位提案(Carbon intensity proposal)、9. 2トラックアプローチ、10. 排出基準や燃費基準、11. 一律炭素税、12. 技術基金創設、13. 米中2国間+その他、14. 主要排出国だけで合意、15. オーケストラアプローチ、16. 地域ごとにとり組み、17. Safety-valve 提案(表2参照)について、各提案における法原則の位置づけを検討した。提案には、具体的な制度として構築するだけの具体性を欠くものもあり、検討結果は暫定的なものである。

まず、全体として、途上国に何らかの削減努力を求める場合でも、義務の内容、程度、条件などについては、先進国と途上国の間に差異を設けるという点は大筋において共通している。気候変動枠組条約が定める原則のうち、共通だが差異ある責任原則、衡平の原則は、そうした観点からは、多くの提案において考慮されている。ただし、制度におけるその具体化は様々である。第二に、とりわけ京都議定書の枠組を基礎とする提案においては、途上国の持続可能な発展をいかに確保するかを考慮した提案が見られる。第三に、上記の提案は大きく二分され、科学的知見に基づいて温暖化防止に必要とされる量と速度で削減を確実にを行うためにいかに制度を構築するかという「トップ・ダウン・アプローチ」をとる提案群と、米国や途上国の参加を確保するという合意可能性の観点から合意できるところをまず積み上げて制度を構築するという「ボトム・アップ・アプローチ」をとる提案群に分かれる。特徴的なのは、後者の提案群については、条約が列挙する原則についてはほとんど考慮が払われていないように見える点である。

表2 2013年以降の国際制度に関する主要な提案*

	提案の概要
1. 京都議定書+(プラス)提案	・ 附属書I国(先進国)に京都議定書型の絶対排出量に上限を設ける形での削減義務を定める
1-1 マルチステージ・アプローチ(Multi-stage approach)	・ 経済発展の度合いに応じて、途上国に異なるタイプの約束(①非定量的約束→②炭素集約度目標→③排出量安定化→④排出削減目標)を課し、最終的に京都議定書型の削減義務を負う国を拡大する ・ 最終段階の排出削減目標は時間とともに厳しくなる
1-2 セクター別CDM(Sector-based CDM)	・ 途上国はセクターまたは地域単位でCDMを一定量受け入れることを義務とする
1-3 持続可能な発展政策措置(SD-PAM)	・ 途上国は経済計画に温室効果ガスを削減する政策と措置を盛り込み、実施することを義務とする
2. ブラジル提案	・ 附属書I国のみが数値義務を負う。2020年までに附属書I国全体で1990年比30%削減。5年ごとに暫定的目標を設定 ・ 削減負担はその国の過去の排出が地表温度の変化に寄与した度合いに応じて配分

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 超過分については、クリーン開発基金に超過炭素トンあたり 3.33 米ドル支払う
3. トリプティック提案 (Triptych proposal)	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー集約部門、発電部門、家庭その他部門（家庭のエネルギー消費+商業部門、運輸、軽工業、農業）の3つの部門について異なる削減目標を設定し、部門ごとで算出される数値をもとに、国に割り当てられる排出枠を計算する（エネルギー集約部門では、炭素集約度目標の改善目標（国ごとで異なる）、発電部門では脱炭素化目標（国ごとで異なる）、家庭その他部門では、一人あたり排出量を均一化）
4. 多部門収斂提案 (Multi-sector convergence proposal)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力、産業、運輸、家庭、サービス、農業、廃棄物の7つの部門について二酸化炭素換算の排出量（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）を計算。最終的に収斂することをめざして、特定の削減率を各部門に適用して次の期間の排出割当を計算。国家経済の部門ごとの分析、最終的な地球規模の収斂の必要性、特別な状況に直面する国への追加割当量の付与という3つの原則に基づく
5. 選択得点提案 (Preference score proposal)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出実績（grandfathering）に応じた割当と一人あたり排出量（per capita）に応じて割当のいずれか好む方に国家が投票する。国家は、人口に応じた票数を有し、票数の割合に相当する排出枠をそれぞれの方法で割り当てる（例えば、投票の75%がper capitaを支持し、25%がgrandfatheringを支持した場合、排出枠全体の4分の3をper capitaで割り当て、4分の1をgrandfatheringで割り当てる）
6. 収縮・収斂提案 (Contraction and convergence proposal)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化炭素の大気中の安定化濃度目標を決定。それに基づき許容される総排出量をわりだす。一人あたり排出量を同じくするという原則に基づいて、国家に排出枠の割当を行う
7. 排出上限なし排出量取引提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各国がなりゆき（BAU）の排出量分の排出枠を割り当てられる。国際機関が、この排出枠を購入。購入資金は、各国が一定の基準に基づいて拠出
8. 炭素集約度提案 (Carbon intensity proposal)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出総量に関する目標ではなく、国家経済の炭素集約度改善目標を負う
9. 2トラックアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 絶対排出量削減・抑制目標か特定の政策・措置をとる約束かのいずれかを国が選択する
10. 排出基準や燃費基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的に基準を統一、調和させる
11. 国際炭素税提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一律の炭素税を各国が導入する（途上国に低めの税率も可）
12. 技術基金創設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家は基金を設置し、基金に拠出する。参加国の民間主体に技術開発への資金を供与
13. 米中2国間+その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米中は2国間協定を結ぶ。その他は京都議定書型の制度。将来的に国際排出量取引制度への米国、途上国の参加をめざす

14. 主要排出国だけで合意	・ 主要排出国による合意優先。セクター別、業種別の基準、対策等について合意
15. オークストラアプローチ	・ 排出量取引条約や技術条約等、テーマごとに複数の条約を設ける
16. 安全弁 (Safety-valve) 提案	・ 排出量取引制度の排出枠価格に上限設定。排出枠の売却益で研究開発と途上国の温暖化対策に資金を供与

* 高村ゆかり「京都議定書第1約束期間後の地球温暖化防止のための国際制度をめぐる法的問題」『ジュリスト』No. 1296、2005.9.1より抜粋。なお、ここで紹介した提案の多くは、亀山康子氏（国立環境研究所）の収集によるものである。概要の記述、分類などについては高村の責任による。

(10) 2013年以降の中長期的な排出抑制のための主要な制度提案における法原則の位置づけに関する検討（独立行政法人国立環境研究所）

2013年以降の中長期的な排出抑制のための国際制度提案における法原則の位置づけに関する検討を行った。PPPを基盤としているとされるブラジル提案（累積排出量に基づいて排出抑制義務を配分する負担配分方法）と、衡平性を基盤としている収束・収斂提案（1人当たりの温室効果ガス排出量の中長期的に世界一律になるように各国に排出許容量を配分する負担配分方法）を題材にとりあげ、軸となっている原則とその他の法原則との関係につき検討した。

1) ブラジル提案

ブラジル提案とは、負担配分方法の1つで、各国の過去の排出量が気温上昇に与える影響に応じて排出削減義務を設定するという考え方である。もともとは、京都議定書交渉中、附属書I国間の負担分担の方法として、ブラジル政府代表団によって提示されたもので、附属書I国に対し、2020年までに温室効果ガスの排出を1990年比で30%削減することを求め、そして、各附属書I国の排出削減義務を、1840年以降のエネルギー部門及びセメント生産から生じた累積排出量の全球気温上昇への寄与度に応じて設定するというものであった。この考え方の根底には、「共通だが差異ある責任」原則、汚染者負担原則がある¹⁶⁾。また、この中で「クリーン開発ファンド」(CDF)（後に議定書のCDMに発展）も考案されていた。これは、附属書I国が排出目標を達成できなかった場合に、超過1炭素トンあたり10ドルを支払うよう求め、この資金が非附属書I国におけるクリーン開発プロジェクトに主に提供される（10%を上限として適応プロジェクトに回される）というものである。結局、ブラジル提案は議定書には採用されなかったが、負担分担の考え方としては、途上国を含む全世界に拡張することができる。

ブラジル政府は、(i)各附属書I国の過去の排出量が気温上昇に与える影響に応じた排出削減義務の設定、(ii)先進国が拠出するCDFの非附属書I国への供与、(iii)非附属書I国の適応プロジェクトへのCDFの一部充当、の3点につき、PPPの実現であるととらえている。

ブラジル提案の長所としては¹⁷⁾、第1に、条約3条にある「共通だが差異ある責任」原則を真正面からとらえたものと評価でき、理論的には、途上国も含めた全世界規模の負担配分のあり方を検討することを可能にしていることである。また、条約プロセスでの科学的方法論上の検討を通じて、途上国にも温暖化の責任がまったくないわけではなく、地球的な規模での対策の必要性を提起してきたことが挙げられる。第2に、汚染者負担原則を国際レベルで適用し、歴史的な排出責任に応じた排出削減義務のあり方を検討するという視点を提示したことである。第3に、科学的知見に基づいた負担配分交渉の実現可能性を示していることである。京都議定書の目標値の設定方法が恣意的であったとい

う批判があることに鑑みれば、これは重要な点である。さらに、条約プロセスにおいて科学的方法論的側面の検討が行われてきており、精緻化がはかられてきていることも特筆に価する。第4に、京都議定書との連続性を保つことができることである。全体の排出上限を定め、これを各国に割り振るという大枠は、議定書と同じであり、これまでの国際交渉の蓄積を活かすことができる。しかしながら、乗り越えるべき課題も少なくない。第1に、複雑な仕組みであることが挙げられる。第2に、各国の温室効果ガス排出量のデータの信頼度と累積排出量の根拠とをどこで折り合いをつけるかという問題がある。第3に、遡及責任の問題である。化石燃料の燃焼の帰結について知らなかった頃の温室効果ガスの排出について各国に責任を負わせることは適当か、という問題提起は、この提案が出された当初からなされてきた。第4に、途上国を含める際の問題である。ブラジル提案は、もともと、附属書I国のみにも適用されることが想定されていたこともあり、経済成長を考慮に入れていない。途上国の排出は経済発展のニーズを満たすために増加することが見込まれるため、これがこの提案を全世界レベルに適用する際の障壁となる。

ブラジル提案は、科学的・方法論的側面に限定されてはいるが、条約プロセスでの検討が行われてきているが、将来制度においてその参加が鍵とされる、米国も中国も反対の姿勢を示している。上述の課題を克服するための方策について議論されている¹⁸⁾。

2) 収縮・収束提案

収縮・収束提案とは、英国のNGOであるGlobal Common Institute (GCI)によって提案された負担配分方法であり、1人当たりの温室効果ガス排出量が中長期的に世界一律になるように各国に排出許容量を配分するというものである。これは、衡平性の確保を目指す最も基本的な考え方であるといわれる。この考え方には、2つの段階がある。まず、事前に合意された安全とみなされる濃度に安定化させるための世界全体の温室効果ガス排出許容量を設定し（これを収縮(Contraction)という）、そして、これをもとに、将来のある時点において（2050年、2100年、2150年といった設定が示される）、1人当たりの排出量が同じになっていくように（これを収束(Convergence)という）各地域に排出許容量を分配する¹⁹⁾。収束年以後の排出量は、その年の排出許容量を人口で割ったものとなり、地域別排出許容量は、世界人口に占める人口割合によって決まる。その後、各国の排出許容量を決めるための交渉が行われる。この排出量が、国家間、地域間、国内で取引される。また、収縮及び収束の割合は、安定化濃度に関する科学的知見や経済状況を勘案して定期的に更新される。

本提案は、大気を地球公共財ととらえ、地球上のすべての人間が等しい権利を有するとの考えに基づいたものであり、枠組条約の究極目標（2条）や原則（3条）、とりわけ、衡平性の実現を重視している。京都議定書では衡平性への対処が総合的になされたことと比べると、この提案は、排出量の目標値設定のみで衡平性を確保しようとしているアプローチであるといえよう。

そもそも、気候変動対処のための国際制度では、2つの衡平性の課題を考慮する必要があることに留意しなければならない²⁰⁾。1つは、温室効果ガスの排出国と気候変動による被害国（主に途上国）との間の衡平性である。もう1つは、世代間の衡平性であり、現在の人類が排出する温室効果ガスが将来の人類の生存に影響を及ぼす点である。この他に、途上国における一人あたり排出量は、先進国と比較するといまだかなり小さいことについても留意されるべきである。他方、この提案の難点として、以下3点指摘できよう。第1に、収縮レベルの国際的合意が困難であると予想されることである。第2に、地域別排出許容量が人口によって決まるため、人口増加のインセンティブを生むおそれがあることである。第3に、人が必要とするエネルギー消費量は、地域による気候の違いや、産業構造差、

生活形態に関する文化の違いなどの影響が大きい、この点が考慮されていないことである。

各国の政府機関、研究機関、NGO 等からの提案を分析すると、衡平性の具現化に向けて、少なくとも中長期的（2050 年等）には、1 人当たり排出量の一律化を目指すべきという見解を示すものは比較的多くみられる。近年、欧州の主要国が中長期目標を設定しているが、その基盤として、一人当たり排出量を均等にする考え方が採用されている。たとえば、ドイツ連邦政府気候変動問題諮問委員会（WBGU）報告書（2003）は収縮・収束提案を採用しており、また、フランス気候変動問題省庁間専門委員会報告書（2004）及びスウェーデン環境保護庁報告書（2002）は、一人当たり排出量を指標としている。したがって、中長期的な枠組みにおいて、1 人当たり排出量が指標として用いられる可能性もあるが、それにあたっては、人口増加のインセンティブとならないような方策（たとえば、ある年以降の人口増加は地域別排出許容量の算出にあたって考慮しないとすること、また、人が必要とするエネルギー消費量を定めるファクターを考慮に入れること等が必要になってくる。

（11）2013 年以降の国際制度設計に伴う法的問題の分析²¹⁾（龍谷大学）

1) 市場メカニズムと国際制度

2013 年以降の制度設計において、京都メカニズム、とりわけ CDM を継続するか、いかに位置づけるかによって制度のあり方を大きく左右する可能性がある。市場メカニズムがより効果的に役割を果たすには、市場メカニズムを通じて獲得される排出枠がより高い経済的な価値を有することが必要である。その価値が高いほど排出枠獲得のための投資と技術移転を呼び起こすこととなる。排出枠の価値が高くなるには、排出枠を義務的に必要とする需要側の存在が必要であり²²⁾、国家であれ民間主体であれ、義務を負う主体に対して、達成されるべき厳しい削減目標が国際的または国内的に課せられることが求められる。同時に、それらの主体による目標の遵守が確実に担保される強力な遵守制度の設置も求められるだろう²³⁾。さらに、市場メカニズムは、自国における削減よりも費用対効果の高い方法で削減を可能にすることにより、国家間の削減負担の配分の衡平性に影響を与える可能性がある。こうした観点から、負担配分を規律する原則の検討においても、市場メカニズムの位置づけを考慮することが必要である。

2) 現行の議定書の制度との連結・調整

議定書の枠組を基本的に維持し改善する場合も、議定書とは連続しない制度とする場合も、いずれも現行の議定書の制度との調整と連結が必要となる。とりわけ、議定書と連続しない制度とする場合、現行制度との調整と連結には一層の留意が必要である。例えば、CDM は、排出削減事業では発行期間を最大で 21 年、吸収源強化事業については最大 60 年という長期の発行期間が認められており、第一約束期間を超える発行期間の設定が可能である。2013 年以降の制度においてこれらの排出枠の価値がないまたは下がる（と事業者が考える）場合、第一約束期間における事業の実施が抑制され、排出枠の価格も抑えられるだろう。また、削減義務の不遵守に対して遵守委員会の執行部がとりうる措置は、いずれも 2013 年以降議定書と基本的に同様の制度が継続することを前提として遵守確保効果を発揮する。議定書と異なる構造を持つ制度が導入されたが十分に調整されない場合、第一約束期間の削減義務の不遵守に対して遵守委員会が効果的に対処しうる措置がなく、議定書の実施を阻害しかねないことに留意を要する。また、議定書の制度枠組が継続する場合でも、次の約束期間が 2013 年から開始

しない場合にも暫定的な調整が必要だろう。

(12) 適応策の基盤となる法原則に関する検討（独立行政法人国立環境研究所）

適応策の基盤となる法原則に関する検討を行った。国際レベルの適応策に関する現行制度を概観し、国際交渉の現状を踏まえ、それらの問題点を明らかにした。そのうえで、適応策に関する将来枠組み提案につき検討した。

適応とは、「既に発現しているもしくは予期される気候及びその影響に対してとられる、生態学的、社会的、経済的システムの調整」と定義される²⁴⁾。温暖化対策としては、緩和（温室効果ガスの排出削減と吸収源増強）を中心に進めるにしても、今後避けられない温暖化の影響が出てくるとされる。そこで、国際社会は、緩和の補完として、この影響への対応、すなわち、適応を考えることが必要になる。ここ数年、気候変動に関する国際交渉における適応策の重要性に対する認識が急速に高まっている。中長期の制度設計においては、長期を見据えた大幅な排出削減の取り組みに加えいかに適応策を行うかが中心課題となる。適応策に関する現行制度の問題点を明らかにしたうえで、適応策に関する将来枠組み提案につき法原則の観点から検討した。

まず、現行の気候変動枠組条約及び京都議定書は適応に関する規定を含んでいるが、その問題点としては、いかなる措置／行動をもって気候変動の影響への「適応」とするかが曖昧なまま、「適応」という語が断片的に登場していることや、適応につき、締約国がとるべき措置の具体性に欠ける点や、また条約も議定書も締約国に対し、気候変動による悪影響に適応するため、とりうるあらゆる措置をとるという一般的義務を設定していないことが挙げられる²⁵⁾。

国際交渉の場においても、適応策よりも緩和策の方が優先されてきたが、ここ数年、適応策の重要性に対する認識が急速に高まってきた。その背景としては、第1に、気候変動の影響の発現が免れ得ず、それはとりわけ適応能力の小さい途上国で早い時期に顕在化することが研究により示され、途上国の適応能力を向上させるための取り組みが緊急課題であることが多くの政策決定者により理解されるようになってきたこと、第2に、将来枠組みにおいて途上国（とりわけ大規模排出途上国）の参加を求める観点から、先進国が適応策の拡充の必要性を認識するようになったことが挙げられる。

国際交渉における議論から浮かび上がってきた課題は下記3点にまとめられる。

1) 適応策の策定に必要な情報交換・経験共有の促進

各国／地域の実情にあった適応策を練るためには、信頼性の高い影響評価及び脆弱性評価が必要だが、途上国には、それを実施するための知識・技能を有する人的資源が不足しており、適応技術を含む基礎情報の整備・集約・共有も遅れている。信頼性の高い影響評価及び脆弱性評価を実現するための能力構築が重要であり、先進国－途上国間の技術移転と途上国間の情報共有がさらに進められる必要がある。また、過去の気候関連災害に対する経験や、それを軽減するために取られてきた地域固有の比較的安価な対策が、将来の気候変化による影響被害を軽減するためにも有用であり、主として先進国において開発・実施される技術的対策と適切に組み合わせることで、適応を効率的に実施していくことが求められている。

なお、COP11（2005年11-12月、モントリオール）において決議された気候変動の影響、気候変動に対する脆弱性及び適応に関する5か年作業計画である（COP11決定2）。本作業計画は、各国が影響・脆弱性・適応への理解を深め、評価を改善し、科学的小および社会経済学的知見に基づいた適応活動に

関する意思決定を可能にすることを目指している。これにより、先進国・途上国の別を問わず、すべての国の適応策の策定能力向上が期待される。

2) 適応策のメインストリーミング化

過去の気候関連災害に対する経験や、それを軽減するために取られてきた地域固有の比較的安価な対策が、将来の気候変化による影響被害を軽減するためにも有用であり、主として先進国において開発・実施される技術的対策と適切に組み合わせて利用していくことで、適応を効率的に実施していくことが求められている。そして、適応策は、たとえそれが効率的・効果的なものであったとしても、貧困削減、産業発展といった既存の上位開発政策との一貫性を有していない場合には、適切に実施されない。適応策を開発政策と独立したものとして別個行うのではなく、開発政策と結びつけていく、いわゆる適応策のメインストリーミングの重要性が増してきている。このメインストリーミングの鍵となる概念として、多くの研究において「持続可能な発展」が挙げられる。「適応策と対応措置に関するブエノスアイレス作業計画」(COP10 決定 1)でも主要項目に盛り込まれているし、また、多くの文献もこの点を指摘している。適応策の政策オプションに関する研究が少ない中でも、適応策と持続可能な発展のリンケージの必要性を指摘するものは比較的多く見られる。たとえば、適応策を持続可能な発展イニシアチブに組み込むために既存の ODA の評価の必要性を指摘するもの²⁶⁾、地方レベルでの適応プロジェクト実施の際に国際環境条約の相互連関(インターリンケージ)を考慮する必要性を指摘するもの²⁷⁾、貧困削減を気候変動への脆弱性低減の一環として位置づけるもの²⁸⁾、リスク管理アプローチを世界銀行の業務プロセスや、プロジェクト・サイクルに取り込む必要性を指摘したもの²⁹⁾等が挙げられる。

3) 適応関連資金メカニズムの改善

COP1 (1995 年)において、COP1 決定 11 が採択された。これは、適応策の実施の大まかなタイムテーブルを示すためのものであり、具体的には、適応を、①ステージ I : 計画、②ステージ II : 対策措置、③ステージ III : 十分な適応を促進する対策措置、の 3 つのステージで行うものとし、地球ファシリティー (GEF) はこの指針に従って資金供与を行っている。その後、COP7 (2001 年)において、条約下に特別気候変動基金及び後発途上国基金が、議定書下に適応基金が新たに設置された。

現行の適応関連基金は、表 1 に示す通りである。現行制度では、京都議定書下の適応基金以外は、先進国の自主的拠出金に頼る制度となっている。途上国は、拠出金が少ないことや、GEF が管理している基金の申請に必要な手続が煩雑であることや、実際に資金供与を受けるまでに時間がかかること等につき不満を表明している³⁰⁾。また、過去の温室効果ガス排出の責任を有する先進国が適応のための費用を全面的に負担するよう求めている。しかしながら、気候変動枠組条約第 4 条 4 項は、先進国の責務として、途上国による適応費用の負担を支援することのみを規定しており、先進国による全面負担を要請しているとは解することはできない。したがって、どの地域ないしプロジェクトに対して資金供与するか、優先順位をつける必要が生じており、現行の資金供与メカニズムを円滑に運用するためにも、影響評価や適応能力評価の研究成果の充実が期待される。

表3 適応関連基金

基金名	設立根拠	受益主体	資金源	適応PJの段階	“地球環境の便益”の扱い	主なCOP及びGEFガイダンス
GEF 信託基金	条約	途上国	GEF	ステージⅠ、Ⅱ	・地球環境の便益を達成するための増分費用	COP1 決定 11、COP7 決定 5 GEF/C. 23/Inf. 8
GEF 適応に関する戦略的優先分野 (SPA)	条約	途上国	GEF	ステージⅡ	・地球環境の便益を達成するための増分費用	COP7 決定 6 GEF/C. 23/Inf. 8
特別気候変動基金	条約	途上国	先進国の自主的拠出金	ステージⅡ	・適応措置にかかる追加的費用 ・スライディングスケールの採用	COP7 決定 5、COP7 決定 7、COP9 決定 5、 GEF/C. 24/12、 GEF/C. 25/4/Rev. 1
後発発展途上国基金	条約	後発発展途上国	先進国の自主的拠出金	ステージⅠ → ステージⅡ	・適応措置にかかる追加的費用 ・スライディングスケールの採用	COP7 決定 5、COP7 決定 7、COP7 決定 27、COP7 決定 28、 COP7 決定 29、COP9 決定 6、
適応基金	議定書	とりわけ脆弱な発展途上国 (適格性クライテリアは交渉中)	CDM の収益の一部、先進国の自主的拠出金等	(交渉中)	(交渉中)	COP7 決定 5、COP7 決定 10、COP7 決定 17、COP/MOP1 決定 28

出典：Mace, M. J., “Funding for Adaptation to Climate Change: UNFCCC and GEF Developments since COP7”, RECIEL 14(3) (2005)をもとに筆者作成。

将来枠組み提案のほとんどが緩和策に関するものであり、適応策の扱いは、その拡充の必要性について言及される程度で、関連する具体的な施策を盛り込んだものは少ない。その数少ない例としては、①UNFCCC 防災基金の設立（気候変動による影響への対応と気象関連災害への国際救援活動の費用をカバーする）³¹⁾、②UNFCCC 及び京都議定書下の適応関連基金（最後発発展途上国基金、特別気候変動基

金、適応基金)を基盤としてとりわけ脆弱な国(島嶼国等)の適応を支援するもの³²⁾、③排出量取引による収益により、適応保険を設置し、適応と被害の補償への充当を提案するもの³³⁾、④気候変動の悪影響への責任に対し、先進国の汚染者負担原則に基づく支出を求め、さらに、官民のパートナーシップにより保険制度の構築を提案するもの³⁴⁾、⑤汚染者負担原則に基づき世界における被害額に応じて排出国から費用を徴収し各国の被害額に応じて資金を配分するもの(本研究課題からの提案)³⁵⁾、⑥気候変動の影響に最も脆弱な国々への資金供与(適応能力を高める間に被支援国が低排出発展経路をたどるための政策措置のための支援を含む)及び適応技術の移転を確保することを内容とする適応議定書を策定するもの³⁶⁾、が挙げられる。法原則と関連する提案は、④と⑤であり、いずれも原因者負担原則と関連しているといえる。

将来枠組みにおける適応策については、どうすれば各国/地域がそれぞれの実情にあった適応策を練ることができるような能力を得られるよう国際枠組みの中で確保するか、また、適応策をいかに発展途上国の開発政策の中に取り込んで推進するか、といった様々な課題が存在するが、関連研究者は、既存の資金供与メカニズムに加えて、適応のための何らかの資金源が必要となることを認識し、主たる関心を「適応のための資金をいかにして確保し、それをどのように配分するか」に向けていることがわかる。国際交渉過程を見ても、適応に関する議題では、適応措置に対する資金供与への途上国の大きな期待と、先進国のさらなる負担へのおそれとのギャップがとりわけ大きく、それが交渉を停滞させる要因のひとつになっていることに鑑みても、適応に関する費用負担とその配分のあり方を検討することが必要である。

適応費用の負担配分の基盤を構成する法原則として、原因者負担原則の直接適用が考えられる。上記既存提案の中でも言及されている。これは、原状回復費用・被害補償費用についての原因者負担原則の適用の問題であるとされる。この場合、温暖化ガスの排出による寄与と、被害との(総体的でよいにせよ)因果関係の証明は回避することが難しく、これが最大の問題である。途上国が環境負荷発生者であった場合、それが支払えない理由は応能負担に求めるとしても、(i) その場合に先進国が肩代わりをすべきか、(ii) 被害国が自己負担をすべきか、はたまた、(iii) 原因国(途上国)が将来所得水準が上がってから払うべきかは明らかではない。国家責任の考え方を推及できるのであれば、最終的には原因国が支払う((iii))との考え方になろう。もっとも、ここで、応能負担、共通だが差異ある責任の観点を重視して、(一部)途上国については免責されるという考え方もありうるが、その場合には(i)か(ii)を選択することになる³⁷⁾。

原因者負担原則を中心とした将来枠組み提案(とりわけ、資金供与メカニズムに関するもの)を構築する作業を行った。現状の資金供与メカニズムとの整合性をどうか、あるいは、汚染者負担原則を基盤とした資金供与メカニズムに統合するのか(たとえば、現行の京都議定書下の適応基金は適応に関する具体的なプロジェクトに対する支援であるが、上述の原因者負担原則をベースとした枠組みは、資金の拠出側も支援を受ける側も国家を基盤とすることになるが、どのように調整をはかるか)等の課題が存在している。

5. 本研究により得られた成果

(1) 科学的意義

- ・2013年以降の温暖化防止の国際制度に関する研究が世界的に進行する中で、世界的に見ても温暖化

の国際制度に関する法律学からのインプットは必ずしも多くない。国際社会が合意を積み重ねてきた法原則に基づいて中長期的な国際制度のあり方を検討することは、これまでの国際社会の合意の水準を明らかにし、それに基づく国際制度のあり方を考えるというボトムアップのアプローチをとるもので、効率性といった理論的指標から制度を考案する経済学などの制度研究とは異なる角度から、国家の合意可能性が高く、説明可能で、環境上の有効性という条件を満たす制度の構築を探るという独自性を有している。後述の項目に記した国内外において発表した多くの業績を通じて、法律学からの貴重なインプットとなったと考える。

・これらの研究成果は、国際環境法の主要原則と確立しつつある原則の内容と射程を明らかにしており、地球温暖化問題のみならず他の地球環境問題に関しても有効なインプットとなっている。

(2) 地球環境政策への貢献

1) 高村は、2004年4月に発足した中央環境審議会地球環境部会「気候変動に関する国際戦略専門委員会」の委員として検討に参画し、気候変動対策に関する将来の国際的枠組みのあり方について、各専門の立場から意見した。また、同委員会と並行して設立された「気候変動次期枠組みに関する IGES ワーキンググループ」にて、高村、久保田が作業に貢献した。

2) 高村は、2005年8月より、産業構造審議会環境部会地球環境小委員会将来枠組み検討専門委員会に委員として検討に参画し、気候変動対策に関する将来の国際的枠組みのあり方について、専門の立場から意見した。

3) 高村は、2006年1月、地球温暖化に関する3審議会委員懇談会に参加し、「2013年以降の国際制度をめぐる国際交渉の現状と展望」という題名で報告した。

4) 久保田は、気候変動枠組条約締約国会議等における「気候変動の影響、並びに気候変動に対する脆弱性及び適応に関する5か年作業計画」の策定交渉や適応基金に関する交渉への関与を通じ、本研究課題の成果の寄与に務めている。

5) 日英の議員、産業界、研究者からなる日英21世紀委員会第23回合同会議(2007年2月)において、日本側のスピーカーとして「Japanese responses to climate change and opportunities for closer cooperation between the UK and Japan」という報告を行い、討議に参加、貢献した。

6) 今後2013年以降の国際的枠組みに関する交渉が本格化するため、本研究の成果や研究に関わる情報の広報、普及に努め、政策への貢献に努める。

6. 引用文献

¹⁾ 条約の規定の詳細について、高村ゆかり「気候変動枠組条約・京都議定書レジームの概要」高村ゆかり・亀山康子『京都議定書の国際制度』(2002年)。

²⁾ Bodansky, D., "The United Nations Framework Convention on Climate Change: A Commentary", 18 *Yale Journal of International Law* 451, 501(1993).

³⁾ 前掲註2 Bodansky, 502, at note 308.

⁴⁾ 詳細については、高村ゆかり「国際環境法におけるリスクと予防原則」『思想』No. 963, 2004. 7, 60-81頁(2004年)及び高村ゆかり「科学的不確実性と国際法における予防原則」『環境と公害』34巻2号、38-44頁(2004年)。

- ⁵⁾ これらの先進国における予防原則の適用について、O’Riordan, T., J. Cameron & A. Jordan eds., *Reinterpreting the Precautionary Principle* 143-267 (2001).
- ⁶⁾ 高村ゆかり「国際環境法における予防原則の動態と機能」『国際法外交雑誌』第104巻第3号、1-28頁(2005年)。
- ⁶⁾ 高村ゆかり「不確実性の中での政策決定」高村ゆかり・亀山康子『地球温暖化交渉の行方 - 京都議定書第1約束期間後の国際制度設計を展望して』158-166頁(2005年)。
- ⁶⁾ IPCC, *Technical Summary of the Working Group III Report* (2001) . t.
- ⁹⁾ この研究項目の引用文献は以下の通り。
- Banuri, T, K. Goran-Maler, M. Grubb, H.K. Jacobson, F. Yamin, Equity and Social Considerations, in James D. Bruce et als, eds., *Climate Change, 1995: economic and social dimensions of climate change*, pp.85-124 (1996).
- Birnie, Patricia and Boyle, Alan, *International Law and the Environment*, 2nd ed., 2002.
- Bodansky, Daniel.,”The UN Framework Convention on Climate Change: a Commentary”, *Yale Journal of International Law*, vol.18, pp.451-558 (1993).
- Bodansky, Daniel, “Legitimacy”, in Daniel Bodansky, Jutta Brunnee and Elen Hey eds., *The Oxford Handbook of International Environmental Law*, pp.704-723 (2007).
- Beyerlin, Ulrich, “Policies, Principles, and Rules”, in Daniel Bodansky et als eds., op cit., pp.425-448.
- Cullet, Philippe, *Differential treatment in international environmental law* (2003) .
- Flinterman, Kwiatkowska, and Lammers, eds., *Transboundary Air Pollution: international legal aspects of the cooperation of states* (1986).
- Freeston, David, “The Road from Rio: International Environmental Law After the Earth Summit”, *Journal of Environmental Law*, Vol.6/2, pp.193-218(1994).
- van Lier., Irene H., *Aid Rain and International law* (1981).
- French, Duncan, “Developing States and International Environmental Law: The Importance of Differentiated Responsibilities”, *International and Comparative Law Quarterly*, Vol.49, (2000) .
- Gehring, Thomas, *Dynamic international regimes: institutions for international environmental governance* (1994).
- Kumm, M, “The Legitimacy of International law: A constitutionalist Framework of Analysis”, *European Journal of International Law*, Vol.15,90 (2004).
- Lang, Winfled, “UN-Principles and International Environmental Law”, *Max Pranck UNYB*, Vol.3, (1999).
- Matsui, Yoshio, “The Principle of ”Common but Differentiated Responsibilities””, in Nico Schrijver & Friedl Weiss eds., *International Law and Sustainable Development, Principles and Practice*, pp.73-96 (2004).
- Okowa, Phoebe N., *State Responisibility for Transboundary Air Pollution in International Law* (2000).
- Rajamani, Lavanya, *The Principle of Common but Differentiated Responsibility and the Balance*

of the Commitments under the Climate Regime, *Review of European Community and International Environmental Law*, Vol. 9/2, pp. 120-131 (2000).

Rajamani, Lavanya, *Differential Treatment in International Environmental Law* (2006).

Sands, Philippe, "International Law in the Field of Sustainable Development", *The British Yearbook of International Law*, Vol. 65, pp. 303-381 (1994).

Segger, Marie-Claire Cordonier and Khalfan, Ashfaq, "The Principle of Common But Differentiated Responsibilities", in Marie-Claire Cordonier Segger and Ashfaq Khalfan eds., *Sustainable Development Law, Principles, Practices, & Prospects*, pp. 132-143, esp. at 143 (2004)

Shue, Henry, "Global Environment and international inequality", *International Affairs*, Vol. 75, pp. 533-540 (1999).

Sliggers, Johan and Kakebeek, Wille eds., *Clearing the air : 25 years of the convention on long-range transboundary air pollution* (2004).

マイケル・ウォルツァー (山口晃訳) 『正義の領分-多元性と平等の擁護』 (1999年)

アマルティア・セン (池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳) 『不平等の再検討—潜在能力と自由』 (1999年)

¹⁰⁾ Benedict Kingsbury, Sovereignty and Inequality, *European Journal of International Law* Vol. 9 No4 及び Philippe Cullet, *Differential treatment in international environmental law*

¹¹⁾ 鶴田順、久保田泉 『汚染者負担原則』の法過程的分析 『季刊環境研究』 138号, 134-142頁 (2005年)。

¹²⁾ Sir R.Y. Jennings, Equity and Equitable Principles, *Schweizerisches Jahrbuch fur internationales Recht (Annuaire suisse de droit international)*.

¹³⁾ M. Akehurst, "Equity and General Principle of Law", *International and Comparative Law Quarterly* Vol. 25 (1976).

¹⁴⁾ Thomas M. Franck, *Fairness in International Law and Institutions* (1995)

¹⁵⁾ 高村ゆかり 「2013年以降の地球温暖化防止のための国際制度設計とその課題」 田中則夫・増田啓子編著 『地球温暖化防止の課題と展望』 (2005年)。

¹⁶⁾ Brazil, Proposed elements of a protocol to the United Nations framework convention on climate change. Presented by Brazil in Response to the Berlin Mandate. FCCC/AGBM/1997/MISC.1/Add.3 (1997).

¹⁷⁾ 久保田泉 「ブラジル提案」 高村ゆかり、亀山康子編著 『地球温暖化交渉の行方—中長期的な国際制度設計を展望して—』 (2005年)。

¹⁸⁾ La Rovere, E. L., L. V. de Macedo, and K. A. Baumert, "The Brazilian Proposal on Relative Responsibility for Global Warming", in K. A. Baumert, O. Blanchard, S. Llosa and J. F. Perkaus, eds., *Building on the Kyoto Protocol: Options for Protecting the Climate*, pp. 157-173 (2002) .

¹⁹⁾ Meyer, A., *Contraction & Convergence* (2000).

²⁰⁾ 中央環境審議会地球環境部会・気候変動に関する国際戦略専門委員会 「気候変動問題に関する今後の国際的な対応について (中間報告)」 (2004年)

²¹⁾ 高村ゆかり 「京都議定書第1約束期間後の国際制度をめぐる法的問題」 『ジュリスト』 2005年9月1日号 (No. 1296)、69-77頁 (2005年)。

²²⁾ Bosi, M. et al., *Exploring Options for "Sectoral Crediting Mechanisms"*, OECD/IEA,

COM/ENV/EPOC/IEA/SLT(2005)1, at 13 (2005).

²³⁾ 米国のSO_xの国内取引制度の運用の教訓からも裏付けられる。Ellerman, A. D. et al., *Emissions trading in the U.S.: Experience, Lessons, and Considerations for Greenhouse Gases*, Pew Center on Global Climate Change (2003), とりわけ p. 45-46.

²⁴⁾ IPCC, *Climate Change 2001, Impacts, adaptation and vulnerability* (2001).

²⁵⁾ Yamin, F. and Depledge, J., *The International Climate Change Regime: A Guide to Rules, Institutions and Procedures* (2003).

²⁶⁾ Klein, R. J. T., *Climate Change, Adaptive Capacity and Sustainable Development* (2002).

²⁷⁾ Victoria Rojas Blanco, Ana, *Comprehensive Environmental Projects: Linking Adaptation to Climate Change, Sustainable Land Use, Biodiversity Conservation and Water Management* (2004).

²⁸⁾ African Development Bank et al., *Poverty and Climate Change. Reducing the Vulnerability of the Poor through Adaptation* (2003).

²⁹⁾ Burton, I. and van Aalst, M., *Look Before You Leap: A Risk Management Approach for incorporating Climate Change Adaptation into World Bank Operations* (2004).

³⁰⁾ Mace, M. J., “Funding for Adaptation to Climate Change: UNFCCC and GEF Developments since COP7”, *RECIEL* 14(3) (2005).

³¹⁾ Müller, B., *An FCCC Impact Response Instrument as part of a Balanced Global Climate Change Regime* (2002).

³²⁾ Climate Action Network(CAN), *A Viable Global Framework for Preventing Dangerous Climate Change* (2003).

³³⁾ Jaeger, C. C., “Climate Change: Combining Mitigation and Adaptation,” in Michel, David (ed.), *Climate Policy for the 21st Century: Meeting the Long-Term Challenge of Global Warming*(2003).

³⁴⁾ Ott, H. et. al., *South-North Dialogue on Equity in the Greenhouse: A proposal for an adequate and equitable global climate agreement* (2004).

³⁵⁾ 大塚直「中長期的な地球温暖化防止の国際制度設計—日本の環境法における基本原則からのパースペクティブ」『季刊環境研究』138号 128-133頁 (2005年)。

³⁶⁾ Torvanger et. al., *Broadening the Climate Regime: Design and Feasibility of Multi-stage Climate Agreements*, CICERO Report (2005).

³⁷⁾ 大塚直「法原則を基盤とした将来枠組み提案—研究プロジェクトの成果報告」国際シンポジウム「地球温暖化防止の将来枠組と法原則」(2006年12月17日、於早稲田) 報告ペーパー。

7. 国際共同研究等の状況

・2005年1月に開催したワークショップの報告者との共同研究の一環として、高村(龍谷大学)は、2005年5月のオスロ大学とEU主催の「北欧諸国における生態系リスクと予防に関する会議」に参加し、予防原則に関する日本の状況について報告を行った。

8. 研究成果の発表状況

(1) 誌上発表

<論文(査読あり)>

- 1) 鶴田順『『国際環境法上の原則』の分析枠組』『社会科学研究(東京大学社会科学研究所)』57, 1, 63-81(2005年)
- 2) 高村ゆかり「森林保護に関する国際条約」森林文化協会『森林環境2005』204-220頁(朝日新聞社、2005年)
- 3) 高村ゆかり「国際環境法における予防原則の動態と機能」『国際法外交雑誌』第104巻第3号、1-28頁(2005年)

<査読付論文に準ずる成果発表> (社会科学系の課題のみ記載可)

- 1) 高村ゆかり「国際環境法におけるリスクと予防原則」『思想』No. 963, 2004.7, 60-81頁(岩波書店、2004年)
- 2) 高村ゆかり「科学的不確実性と国際法における予防原則」『環境と公害』34巻2号、38-44頁(岩波書店、2004年)
- 3) 高村ゆかり「経済的手法を利用した地球温暖化政策 - EUの排出量取引制度の概要と我が国への示唆」社団法人 産業環境管理協会『環境管理』Vol. 40, No. 6, 72-79頁(社団法人 産業環境管理協会、2004年)
- 4) 高村ゆかり「経済的手法を利用した地球温暖化政策 - EUの排出量取引制度の概要と我が国への示唆」社団法人 産業環境管理協会 環境マネジメントシステム審査員評価登録センター『CEAR (Center of Environmental Auditors Registration)』Vol. 14, 52-59頁(社団法人 産業環境管理協会 環境マネジメントシステム審査員評価登録センター、2004年)

* 上記乱丁のため同誌 Vol. 15, 53-60頁(2004年)に再録

- 5) Atsushi ISHII and Yukari TAKAMURA, 'Decision-making under uncertainty', National Institute for Environmental Studies (NIES) and Institute for Global Environmental Strategies (IGES), Framing Climate Protection Regime: Long-term Commitments and Institutional Options, 18 (NIES and IGES, December 2004)
- 6) Yukari TAKAMURA and Izumi KUBOTA, 'Multilateralism: basic framework of a future climate regime', National Institute for Environmental Studies (NIES) and Institute for Global Environmental Strategies (IGES), Framing Climate Protection Regime: Long-term Commitments and Institutional Options, 20 (NIES and IGES, December 2004)
- 7) 高村ゆかり「環境情報へのアクセス、環境に関する政策決定への市民参加、及び、司法へのアクセスに関する条約(オーフス条約)」『環境研究』2004/No. 135、79-93頁(財団法人 日立環境財団、2004年)
- 8) 石井敦・高村ゆかり「炭素隔離技術 - その概要・現状・今後の課題」『環境と公害』34巻3号、59-65頁(岩波書店、2005年)
- 9) Yukari TAKAMURA, 'Environmental Conventions and Agreements' in Japan Environmental Council ed., The State of the Environment in Asia 2005/2006, at 329-336 (Springer-Verlag Tokyo, 2005)
- 10) 高村ゆかり「国連気候変動枠組条約第十回締約国会議(COP10)が示す温暖化交渉の到達点と課題」

『環境と公害』34巻4号、59-65頁（岩波書店、2005年）

- 11) 高村ゆかり「2013年以降の地球温暖化防止のための国際制度設計とその課題」田中則夫・増田啓子編著『地球温暖化防止の課題と展望』（法律文化社、2005年）
- 12) 高村ゆかり「京都議定書第1約束期間後の国際制度をめぐる法的問題」『ジュリスト』2005年9月1日号（No. 1296）、69-77頁（有斐閣、2005年）
- 13) 高村ゆかり「不確実性の中での政策決定」高村ゆかり、亀山康子編著『地球温暖化交渉の行方—京都議定書第1約束期間後の国際制度設計を展望して—』158-166頁（大学図書、2005年）
- 14) 遠井朗子「『共通であるが差異ある責任(CBDR)』原則—履行援助における責任の差異化の検討を中心として—」、『阪大法学』、第55巻1号（2005年）
- 15) 久保田泉「ブラジル提案」高村ゆかり、亀山康子編著『地球温暖化交渉の行方—中長期的な国際制度設計を展望して—』（大学図書、2005年）
- 16) 久保田泉「収縮・収束提案」高村ゆかり、亀山康子編著『地球温暖化交渉の行方—中長期的な国際制度設計を展望して—』（大学図書、2005年）
- 17) 久保田泉「京都議定書発効の意義」『Law & Technology』27号、42-49頁（2005年）
- 18) 鶴田順、久保田泉「『汚染者負担原則』の法過程的分析」『季刊環境研究』138号、134-142頁（2005年）
- 19) 磯崎博司・羽山伸一「欧州における生態系の保全と再生」『環境と公害』34巻4号、15-20頁（2005年）
- 20) 磯崎博司「京都議定書の発効に至るまでの経緯」『ジュリスト』1296号、8-14頁（2005年）
- 21) 磯崎博司「国際法における予防原則」『環境法研究』30号、61-69頁（2005年）
- 22) 高村ゆかり「EUの排出枠取引制度と京都メカニズムとを連結する指令—その概要、意義、影響—京都議定書の事業メカニズムに関して、共同体域内での温室効果ガス排出枠取引制度を設置する指令2003/87/ECを改正する2004年10月27日の欧州議会及び理事会の指令2004/101/EC」『季刊環境研究』140号、156-164頁（2006年）
- 23) 久保田泉「気候変動枠組条約第11回締約国会議（COP11）及び京都議定書第1回締約国会合（COPMOP1）の成果」『Law & Technology』31号、49-56頁（2006年）
- 24) 遠井朗子「温暖化規制制度における排出削減割当の差異化基準」『酪農ジャーナル(人文・社会科学編)』第31巻第1号（2006年）
- 25) H. Isozaki, "Integrated Management of Biodiversity - Synergy among Climate Change and Biodiversity Regimes -", Meiji Gakuin Journal of Law, No.81 (2007)
- 26) 遠井朗子「多数国間環境保護条約の実効性—『政策過程としての法』試論」『阪大法学』第57巻第1号（2007年）(in press)
- 27) 遠井朗子「温暖化規制制度におけるCBDR原則：差異化の機能及び性質の検討」エネルギー法研究所研究報告書（2007年）(in press)

<その他誌上発表（査読なし）>

- 1) 高村ゆかり（翻訳）欧州共同体委員会「予防原則に関する委員会からのコミュニケーション」日本弁護士連合会『化学汚染と次世代へのリスク』231-271頁（七つ森書館、2004年）
- 2) 高村ゆかり（翻訳）「資料3. EC：予防原則に関するEUコミュニケーション」『環境政策におけ

る予防的方策・予防原則のあり方に関する研究会報告書』117-138頁) (2004年)

- 3) 高村ゆかり 訳 ジョイナー・ギュプタ「地球温暖化防止の将来枠組と法・法律家の役割」『季刊環境研究』2005/No. 138、117-127頁 (2005年)
- 4) 西井正弘、上河原献二、岡松暁子、遠井朗子「地球環境条約の特質」西井正弘(編)『地球環境条約』22-56頁 (2005年)
- 5) 遠井朗子「多数国間環境条約における不遵守手続」西井正弘(編)『地球環境条約』407-439頁 (2005年)
- 6) 高村ゆかり「京都議定書の事業メカニズムに関して、共同体域内での温室効果ガス排出枠取引制度を設置する指令 2003/87/EC を改正する 2004年10月27日の欧州議会及び理事会の指令 2004/101/EC」『季刊環境研究』2006/No. 140、157-161頁 (2006年)
- 7) 鶴田順「発展の権利」佐和隆光監修、環境経済・政策学会編：環境経済・政策学の基礎知識、有斐閣、250-251頁 (2006年)
- 8) 久保田泉「地球温暖化問題に関する国際交渉 — 適応策を中心として —」森脇広、河合溪編『地球温暖化と太平洋島嶼地域』(南太平洋海域調査研究報告 47号) 19-27頁 (2007年)

(2) 口頭発表 (学会)

- 1) Yukari TAKAMURA, "State of Affairs of the Precautionary Principle in Japan", comment made in Conference on Ecological Risks and Precaution in the Nordic Countries, organized by University of Oslo, EU Marie Curie Chair, Faculty of Law, Department of Public and International Law, held on May 26-27th 2005, in Oslo, Norway.
- 2) 遠井朗子「京都議定書の実施措置 - 民間セクターの参加という観点から」(日本機械学会・環境問題と法制度 (セッション) 報告、2005年)
- 3) 高村ゆかり「京都議定書 - その到達点と課題 -」(立命館大学国際シンポジウム「人間の安全保障と国際社会のガバナンス」報告、2005年)
- 4) 高村ゆかり「京都議定書の遵守確保メカニズムとその課題」(国際法協会日本支部 2006年度研究大会 (「国際環境法の履行確保 - 気候変動を素材として」) 報告、2006年)
- 5) 「国際環境法における予防原則—その動態と機能」2006年度日本公共政策学会 10周年記念研究大会 (「環境政策におけるリスク評価と予防原則」) 報告 (2006年)
- 6) 久保田泉「2013年以降の気候変動対処のための国際枠組みにおける適応策」環境法政策学会第10回大会 (2006年)
- 7) 鶴田順、久保田泉「『汚染者負担原則』の法過程的分析」環境経済・政策学会 2006年大会 (2006年)
- 8) 高村ゆかり「2013年以降の地球温暖化防止の国際的枠組をめぐる動向と本研究プロジェクトの趣旨」国際シンポジウム「地球温暖化防止の将来枠組と法原則」(2006年)
- 9) I. Kubota, "Possible Elements of Adaptation policy in the post-2012 Framework: Focusing on Integrating Adaptation into Sustainable Development Strategy", International Studies Association 48th Annual Convention (Chicago, 2007/2).
- 10) T. Otsuka and I. Kubota, "Roles of Legal Principles Governing the Climate Regime beyond 2012", International Studies Association 48th Annual Convention (Chicago, 2007/2).

- 11) 遠井朗子「温暖化規制制度における CBDR 原則」第 11 回環境法政策学会 2007 年度学術大会(2007 年)
- 12) 鶴田順「衡平の原則(世代内及び世代間)」第 11 回環境法政策学会 2007 年度学術大会(2007 年)
- 13) 磯崎博司「将来枠組みをめぐる問題の全体像」第 11 回環境法政策学会 2007 年度学術大会(2007 年)
- 14) 高村ゆかり「国連気候変動枠組条約その他の環境法の基本原則の分析」第 11 回環境法政策学会 2007 年度学術大会(2007 年)
- 15) H. Isozaki "Japan: Achieving its Kyoto Target and the Post Kyoto negotiation", Asia-Pacific Centre for Environmental Law, Crucial Issues in Climate Change and the Kyoto Protocol in Asia (2007)

(3) 出願特許 特に記載すべき事項はない

(4) シンポジウム、セミナーの開催(主催のもの)

・サブテーマ 2 とともに、国際シンポジウム「地球温暖化防止の将来枠組と法原則」(2006 年 12 月 17 日、早稲田大学)を開催した。

(5) マスコミ等への公表・報道等

- 1) 高村が日本科学者会議主催研究懇談会「COP10 から見た対温暖化国際協調の現状と問題点」において、「COP10 から見た対温暖化国際協調の現状と問題点」を報告。この会合報告について、2005 年 2 月 17 日付け毎日新聞(京都版)で紹介された。
- 2) 本プロジェクトの研究成果の一部を所収した高村ゆかり・亀山康子編著『地球温暖化交渉の行方 - 京都議定書第 1 約束期間後の国際制度設計を展望して』(大学図書、2005 年)が 2005 年 11 月 22 日付け京都新聞で紹介された。
- 3) 京都新聞(2006 年 6 月 29 日)
- 4) 朝日新聞(2007 年 2 月 19 日、大阪地方版)